

ア 設置の趣旨及び必要性

(a) 教育上の理念、目標

1) 比治山大学現代文化学部 of 教育理念、目的と沿革

比治山大学現代文化学部(以下「現代文化学部」という。)は、「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」を建学の精神・理念として、昭和41年4月に開設された比治山女子短期大学国文科を母体として、平成6年4月、言語文化学科とコミュニケーション学科からなる四年制女子大学として発足した(学生定員190名、編入学定員20名)。その後、平成10年4月には男女共同参画社会の実現に貢献できる人材育成を推進するために男女共学とし、平成12年4月に入学定員50名、編入学定員10名を増員した。さらに、平成16年4月には人材養成に対する地域社会のニーズに対応するために、言語文化学科、地域文化政策学科、マスコミュニケーション学科、社会臨床心理学科の4学科に改組・再編し、現在に至っている(学生定員300名、編入学定員30名、収容定員1,260名)。

上記の建学の精神・理念に基づき、現代文化学部は、「国際化、情報化の進む現代社会における文化の特質や諸相を的確にとらえ、文化の継承・創造・発展に寄与し、もって地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を目的とした教育研究を推進している(学則第3条の2)。

現代文化学部の目的を踏まえた各学科の目的は、以下のとおりである。

① 言語文化学科

こころと一体化した言語の運用能力を養成するとともに、言語によって創造される文化への理解を深め、地域社会や国際社会で貢献できる人材を育成する。

② 地域文化政策学科

瀬戸内海地域や中国山地の歴史・文化の教育研究を通して、地域からの発想を大切にし、誇りの持てる地域社会づくりに貢献できる人材を育成する。

③ マスコミュニケーション学科

多様なメディアの教育・研究を通して、情報発信・活用能力・コミュニケーション力の向上を図り、地域社会やビジネス社会で一人ひとりの心を動かす情動的価値を創造し発信できる人材を育成する。

④ 社会臨床心理学科

総合的な心理学の教育研究を通して、現代社会における複雑・多様なこころの問題に対処し、豊かな地域社会の実現に貢献できる人材を育成する。

なお、学校法人比治山学園は、幼児教育科(昭和45年4月設置、学生定員100名)、総合生活デザイン学科(昭和42年4月設置、学生定員170名)、美術科(昭和42年4月設置、学生定員70名)の3学科からなる比治山大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を併設しているが、教養教育の合同実施(平成16年度から)や学内共同研究プロジェクトの推進等、相互の連携を密にし、それぞれの教育研究の充実・強化を図ってきているところである。また、幼児教育科においては、比治山大学短期大学部附属幼稚園(昭和43年4月開園、以下「附属幼稚園」という。)を主たる実習施設として、設置以来、多数の保育士や幼稚園教員等の保育者を地域社会に輩出し、保育者養成機関として高い評価を得ているところである。

このたび、設置する現代文化学部子ども発達教育学科は、現代文化学部の理念に基づき、短期大学部幼児教育科における教育研究成果を踏まえつつ、少子高齢化が進行する現在、子育てや次世代育成支援にかかわる地域社会の新たな人材養成ニーズに対応するための教育研究を推進し、地域社会の発展に貢献することを目的とした学科として構想するものである。

2) 子ども発達教育学科設置の趣旨及び必要性

現代文化学部は、平成6年4月に開学以来、「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」という建学の精神・理念に基づき、激動する現代社会の中で、様々な生活の場において文化的実践力を有する人材を育成し、地域社会の発展に貢献してきている。しかし、少子高齢化が進行する中において、地域社会の人材養成ニーズは大きく変化し、次世代育成支援にかかわる人材養成ニーズが急速に強くなってきている。具体的には、次代を担う子どもの健全育成に直接的に携わる高度な専門性と実践力を有する保育者養成ニーズはもとより、地域社会の様々な生活の場で家庭や地域における子育て支援に貢献できる人材養成ニーズも強くなってきている。

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（2008年1月19日）の第10章「家庭や地域との連携・協力の推進と企業や大学等に求めるもの」においても、家庭、学校、地域社会との連携体制を構築する必要性を指摘している。こうした体制を確立するためには、保育者（保育士や幼稚園教員）、あるいは小学校教員のみならず、保護者や地域社会の様々な場で生活する全ての大人に、子育て支援に必要な基礎的知識や実践力が求められているのである。

こうした新たな人材養成ニーズに対応するために、現代文化学部に新たに子ども発達教育学科を設置する趣旨及び必要性は、以下のとおりである。

① 子どもという人間の多面的、総合的理解の必要性

かつては、子どもは、家族、学校、地域等といった様々な生活の場における多様な社会的経験を通して人格的・社会的発達を成し遂げてきた。このような発達過程においては、暦年齢の変化に対応した一定の心身の発達過程が明確に存在していた。つまり、幼児期、児童期といった具合に、暦年齢の変化に対応した明確な発達の節目が存在していたのである。しかし、人間を取り巻く社会的諸環境の変化の中で、子どもの人格的・社会的発達の重要な場である家族や学校、さらには地域も大きく変化し、暦年齢の変化に対応した発達の節目が次第に曖昧になり、既存の学問分野（心理学等）で確立された発達理論の枠のみでは、現代の子どもを理解することは困難になってきている。

子どもの「あり様」が大きく変化し、発達段階がボーダーレス化している現在においては、子どもの発達を心理学や教育学等のみならず、地域・文化等の視点から多面的に理解し、子どもの健やかな成長発達を促すための新たな教育研究が必要になってきている。

② 子どもの視点に立つ「学び」にかかわる教育・研究の必要性

時代や文化のいかんにかかわらず、子どもの心身の発達は、子ども自身が日々の生活の中で行う多様な「学び」によって支えられている。特に、幼児期・児童期にある子どもの場合、保育所、幼稚園や学校等で保育者や教師の下で展開される体系化され

た「学び」は、認知的・社会的発達を大きく左右する。このことについては、「発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実」を重要な柱とした幼稚園教育要領の改訂においても指摘されているところである。

子どもの「生きる力」としての学力形成を支えるものは、保育所や幼稚園、小学校等における体系化された「学び」である。全ての子どもに知識基盤社会の主体的な担い手にふさわしい「確かな学力」、「思考力・判断力・表現力」等を確実に育成するためには、現代の子どもの多面的、総合的な理解を踏まえつつ、子どもの視点に立った「学び」にかかわる教育研究が不可欠である。特に、小学校段階における各教科等の学びや学習材等に関する教育研究は、子どもたちに「確かな学力」を保証するために極めて重要になってきている。

教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、「生きる力」を育む学習指導を重視した一般の学習指導要領の改訂も、この点が重要な改訂のポイントになっている。

③ 家庭や職場、地域等の子育て支援を担う社会人としての基本的資質の涵養

乳幼児期から児童期にある子どもの心身の健全な発達を促す重要な場は、家庭であり、家庭における親の子育て(家庭教育)は、子どもが自立した社会人として成長発達する上で人類に普遍的な営みである。かつては、親は、自身の人生経験や職業的経験等に基づく子育てができ、子どもは社会人としての基礎的資質や態度を獲得するとともに、豊かな個性を持つ人間として成長発達し、社会参加を果たしつつ、個人的自己実現を達成するとともに社会の発展に貢献してきた。

しかし、科学技術の飛躍的進歩、高度情報化、産業・経済構造の変化、少子高齢化等、家庭を取り巻く社会的諸環境のめまぐるしく、かつまた急激な変化の中で、親に求められる子育て実践力は、次第に高度化し、多様化してきている。親自身の経験や勘、さらには子どもに対する愛情等のみでは、子どもの豊かな人間的成長を促す子育てを行うことが次第に困難な状況に至っている。こうしたことが、近年、大きな社会問題になっている児童虐待の一因でもあり、また、親の子育てに対する不安や自信のなさにつながり、結婚しても子どもが産めない、産まないという心理にも反映され、結果的に少子化を進行させている。

また、家庭における親の子育ての持つ社会的・公共的機能も次第に低下してきている。子育ての内容や方法、さらには場がどのようなものであれ、子どもは、いずれは社会人として自立し、社会的参加を果たしていく存在である。その意味では、家庭における子育ては、社会的・公共的な機能を有していなければならないが、上記のような状況の中で、家庭における子育ての社会的・公共的機能は著しく低下してきている。こうしたことが、親の「我が子主義」を増長させ、近年、大きな教育課題になりつつあるいわゆる「理不尽な保護者」、「モンスターペアレント」の増加の一因にもなっているのである。

こうした状況の中で、改正された教育基本法においても、新たに第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)に、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」ことが明示されている。

本条文に明示された相互の連携・協力を具体的な形で実行することが何よりも重要

になるが、その場合には、乳幼児・児童期にある子どもの保育や教育にかかわる専門的職業人(保育士や幼稚園・小学校教員等)のみに高度な専門的知識と保育・教育的実践力が求められるだけでなく、社会人としての基礎的資質・能力として、子育てや教育に必要な知識や実践力を有する人材養成が不可欠となる。

社会人としての基礎的資質・能力として求められる子育てや教育的実践力を育成するためには、現代社会における子どもという人間のあり様を様々な視点から多面的、総合的に理解し、子どもの子育てや教育に専門的にかかわる人間(保育士や幼稚園・小学校教員等)に求められるような資質や実践的指導力を、体系的なカリキュラムのもとで育成していく必要がある。とりわけ、青年期にある人間(高校生や大学生等)に対しては、職業人として必要な知識、技能等に加えて、人間教育の一環として、子育てや子どもの教育にかかわる基礎的知識や実践力の習得が不可欠になってきている。

④ ケアリング・コミュニティとしての地域コミュニティの創造と人材の育成

わが国の場合、古くから様々な歴史や文化的特性を有し、一体感や愛着心が持てるような社会集団としての地域コミュニティが存在し、子どもの成長発達のみならず、大人にとっても様々な人間との社会的ネットワーク(相互支援的な人間関係)を構築しながら、「心の居場所」的な役割を果たしてきた。子どもは、地域の中で学校とは異なる仲間集団を形成したり、また地域の伝統的文化(祭りや伝統芸能等)の継承に直接に参加したりすることによって親以外の大人との人間関係を実現し、地域への一体感や愛着感を形成しながら、社会的発達を果たしてきたのである。つまり、地域社会は、そこで生活する人間にとって、相互に支援しあう共同体(ケアリング・コミュニティ)として、地域住民の社会的適応や地域社会の心理・社会的安定(安全)に重要な役割を果たしてきたのである。

しかしながら、社会的諸環境の大きな変化の中で、ケアリング・コミュニティとしての地域コミュニティは次第に崩壊し、子どもの社会的発達を支えるような機能が著しく低下してきている。ケアリング・コミュニティとしての地域コミュニティを実現していくことは、地方分権が進行する現代の日本においては極めて重要な課題であり、そのためには、様々な生活の場で豊かな次世代育成支援を重視した社会的ネットワークを基盤とした地域コミュニティの創造、とりわけ、こうしたネットワークづくりに指導的役割が発揮できるような地域イノベータの育成が求められている。

⑤ 子どもの発達の多様化に対処し、心身の健全な発達を支援する高度な専門性と実践力を有する人材の育成

社会的諸環境の大きな変化の中で、子どもの「あり様」が大きく変容し、暦年齢に対応した心身の発達段階が曖昧なものになってきており、暦年齢を基準に幼児期、児童期等を設定することが困難になってきている。つまり、発達段階のボーダーレス化や発達の多様化が加速的に進行しているのである。

子どものあり様が大きく変化し、保護者の保育・教育ニーズも多様化している現在、認知的・社会的発達において重要な時期である乳幼児期から児童期にある子どもの保育や教育に携わる専門的職業人(保育士、幼稚園・小学校教員等)に求められる資質能力は、加速的に高度化し、多様化してきている。保育や教育を含めた次世代の育成においては、こうした資質能力を有する人材の育成が不可欠である。

⑥ 現代文化学部子ども発達教育学科の地域社会への貢献

豊かな人間性を涵養するために教養教育を重視し、地域社会において活躍する幅広い職業人の養成を主たる目的としている現代文化学部において、子ども発達教育学科を設置することが地域的に求められている理由は、次のとおりである。

少子高齢化が進行している中で、広島県においては、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」等に依拠しつつ、次世代育成支援を充実し、「親が安心して子どもを産める地域社会」の実現を目指した様々なプランを策定し、実施している。具体的には、広島県総合計画「元気挑戦プラン」、「子ども夢プラン 21」、広島市の「新児童育成計画」等であるが、これらにおいては、21世紀の広島県・広島市づくりの担い手になる子どもの健全育成を図るための保育の充実や子育て支援体制の整備、さらには義務教育改革等を喫緊の課題とし、その実現に向けた施策が実施に移されているところである。

平成10年に四年制女子大学を男女共学にした現代文化学部において、子ども発達教育学科を設置し、男女共同参画社会において乳幼児や児童の保育・教育に創造的な能力を発揮できる人材養成を行うことは、広島県・広島市が策定している次世代育成支援諸施策の推進はもとより、新しい時代の社会的基盤の構築にも貢献するものである。

さらにまた、教育職員免許法の趣旨を踏まえ、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の資格が取得できる教育課程を編成し、専任教員を配置することから、平成21年度から導入される教員免許更新制に対しても積極的に対応し、現職教員の資質向上等にも貢献する。

3) 子ども発達教育学科の教育・研究上の理念、目的

子ども発達教育学科は、激動する現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に教育研究し、次代の担い手である子どもの豊かな人間的・社会的発達を支援・指導するための高度な専門性と教育的実践力を養成し、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。この目的を達成するために、以下に示す教育・研究を基本として、基礎的人間力とともに子どもの健全な発達を支援する高度な専門性と実践的指導力の育成を図る。

① 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

家庭や地域、さらには職場等において子どもの健全育成に直接間接にかかわり、専門職として子育てや保育・教育等に携わる者には、専門的な知識や技能はもとより、幅広い教養と豊かな人間性、職業人としての倫理観、使命感が求められている。

子ども発達教育学科においては、こうした観点から、建学の精神・理念である「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」を踏まえて、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に取り組み、子どもの豊かな人間的発達を支援できる大人(社会人)に求められる人間基礎力の育成を第一の目的とする。

② 現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に理解する力の育成

上述のように、子どもを取り巻く社会の大きな変化の中で、生活年齢に対応した発達段階が曖昧となり、発達のボーダーレス化や多様化が進行し、従来の既存の学問的枠組みのみでは、子どもの理解には限界がある。特に、幼児期と児童期の境界は曖昧となってきた。

こうしたことから、現代社会における子どもの理解においては、単に心理学的・教育学的視点のみならず、地域特性や文化等の視点からの多面的、総合的な理解が不可欠になってきている。さらにまた、子どもの発達には、子どもの日々の様々な生活の場における「学び」のあり様、さらにはその内容等に大きな影響を受けていることから、子どもの発達を「学び」の視点から捉え、幼児期から児童期における学びの体系的、かつまた総合的な教育研究が必要である。とりわけ、子どもの思考力や判断力、さらには人間性の発露ともいえる文化的実践力等の基盤になる様々な認識・概念形成(数概念、言語認識、自然認識等)の過程やメカニズム等の理解と研究が不可欠といえる。

子ども発達教育学科においては、心理学、教育学、地域福祉学、さらには教科教育学等によって組織的な教育・研究を推進し、現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に理解できる力の育成を第二の目的としている。

③ 次世代育成支援に貢献できる高度な専門性と実践力を有する人材の育成

子ども発達教育学科の目指す第三の目的は、幅広い教養と豊かな人間性を基盤として、少子高齢化社会におけるわが国の国家的課題である次世代育成支援にかかわる高度な専門性と実践的指導力を有する保育者(保育士、幼稚園教員等)の養成である。

少子化の進行に伴い、次代を担う子ども、とりわけ乳幼児期にある子どもに対する子育ての充実を図るために「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」などが制定され、家庭、保育・教育諸機関(保育所、幼稚園、小学校等)、さらには地域社会における子育て支援の充実を図るための具体的諸施策が実施されているところである。こうした状況において、子育てにかかわる専門的職業人である保育者(保育士、幼稚園教員)に求められる資質能力は、加速的に高度化し、多様化してきており、こうした人材養成ニーズは、極めて強いものになってきている。

子ども発達教育学科においては、激動する現代社会における子どもの発達の多面的、総合的な理解に基づいた高度な保育・教育的実践力を有する人材を育成し、地域社会における子育て支援の充実に貢献する。

子ども発達教育学科を卒業した学生がかかわる子どもの生活世界は、保育所、幼稚園を始めとして多岐にわたり、保育者のみならず、小学校教員を目指す学生も存在すると思われる。幼小連携も重要な教育課題であることから、小学校教員への進路を用意することは、子ども発達教育学科の理念、目的に沿うものである。

こうしたことから、開放制養成の趣旨を踏まえ、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状が取得できる教育課程を編成し(いずれの免許取得も卒業要件とはしない)、子どもの理解や、学習・生活指導等にかかわる高度な専門性と実践的指導力を有する人材を育成する。特に、子ども発達教育学科においては、地域コミュニティの拠点としての機能を幼稚園や小学校が発揮し、地域に開かれた学校づくりに指導的役割が発揮できるような実践力の育成を重視した教育を行う。

④ 実践学としての「子ども発達教育学」の確立

子ども発達教育学科は、上記の目的を達成するために、心理学、教育学、教科教育学、地域福祉学等の学問分野を基盤とした組織的な教育研究を推進するとともに、子どもの健全な心身の発達を支援する実践の学としての「子ども発達教育学」の構築を目指すものである。

子どもの多面的理解を目的とし、近年、「子ども発達学」、「子ども教育学」、さらには「子ども学」等、既存の学問分野をまたがる学際的な教育研究分野が確立されつつある。また、教育学の分野においては、幼児教育学、あるいは児童教育学は、長い歴史と伝統を有する学問分野である。

このたび、設置を構想する学科を「子ども発達教育学」という名称を用いた理由は、人格的・社会的発達において極めて重要な時期にある乳幼児期から児童期にある子どもの発達を多面的、総合的に教育研究し、この時期にある子どもが抱える様々な生活課題や発達課題等を明らかにしつつ、これらの諸課題の解決を図るための実践研究を推進し、その成果を踏まえて子どもの豊かな人間的・社会的発達を直接間接に支援・指導する際に必要となる専門的知識や教育的実践力を持つ人材を育成するための実践学としての「子ども発達教育学」の構築を目指すことによるものである。

4) 教育研究上の理念、目的における短期大学部幼児教育科との違い

短期大学部幼児教育科は、以下に示す理由により引き続き併設する。

- ① 2年間の修業年限で保育士や幼稚園教諭二種免許状を取得し、保育所や幼稚園等への就職を希望する高校生が数多く存在すること。
- ② 保育所や幼稚園等においては、保育士や幼稚園教諭二種免許状の資格を有する短期大学卒の保育者を採用する量的なニーズが強いこと。
- ③ 付属幼稚園と連携した幼児教育科における教育研究や人材養成、さらには子育て支援にかかわる社会貢献等の成果は、子ども発達教育学科の教育研究等に多くの優れた知見とノウハウを提供できること。
- ④ 幼児教育科との連携による教育研究を推進し、その成果をそれぞれの教育に反映させることによって、両学科の教育の質的向上を図ることができること。

上述したような理念、目的を持つ子ども発達教育学科と短期大学部幼児教育科との教育研究上の理念、目的における最も大きな違いは、以下のとおりである。

短期大学部幼児教育科の理念、目的は、2年という修業年限で「保育技術や知識の修得、感性・創造性・表現力の育成、カウンセリングマインドの習熟、保育観、人間観を確立することを目標として、優れた保育技術を備え、人として尊敬される人材を育成する」(短期大学部学則第2条の2)ことである。保育士又は幼稚園教諭二種免許状の取得を卒業要件としていないが、保育現場のニーズに対応した専門的職業人としての保育者の養成を主目的とした教育研究を行っている。

一方、子ども発達教育学科においては、乳幼児期から児童期にある子どもの発達を多面的、総合的に教育研究するとともに、子どもが抱える様々な生活課題等を明らかにしつつ、その課題を解決するための実践的な教育研究を推進し、子どもの健全な発達を支援できる高度な専門性と実践力を有し、次世代育成支援において幅広い分野で活躍できる人材養成を目的としている。したがって、子ども発達教育学科においては、保育士や幼稚園教員等の保育者養成のみを目的としているものではない。

5) 短期大学部幼児教育科との連携による教育研究の推進

子ども発達教育学科と幼児教育科は、上記のようにそれぞれ固有の理念、目的を持ち、教育課程もそれぞれ異なるが、乳幼児期から児童期までの子どもを対象とした教育研究と人材養成においては共通する部分も少なくないことから、教育研究において緊密な連

携体制を構築していくことが重要である。

① 連携体制の構築

子ども発達教育学科と幼児教育科の主任及び教務担当教員からなる「連携推進委員会」を設置し、教育研究及び地域貢献等に係る連携を強化する。

② 教育活動における連携

教育においては、それぞれ学科の固有の目的を達成するための教育課程を編成しているが、保育士養成に長年の実績を有する幼児教育科教員が子ども発達教育学科の専門教育科目(「子どもの発達支援」)の一部を担当することで、子ども発達教育学科の教育に参画する。

一方、子ども発達教育学科は、4年次学生が幼児教育科学生のピア・サポーターとなり、幼児教育科学生の学習や生活面での支援を行う。

③ 研究活動における連携

研究活動における連携については、比治山大学共同研究助成制度を活用し、共同研究を推進する。

(注) 比治山大学共同研究助成制度は、現代文化学部教員と短期大学部教員が共同して研究を推進し、本学の教育研究の振興を図るために研究費の助成を行う制度である。共同研究を企画する教員は、事前に研究テーマ及び必要経費について申請し、研究助成費審査委員会が審査し、採択の可否及び助成金額を決定する。助成経費は、毎年度、300万円を予算措置し、採択された研究課題に対して配分している(比治山大学共同研究助成規程 資料1)。

④ 地域貢献活動における連携

乳幼児を持つ親の子育て相談、保育士や幼稚園教員に対する定期的な研修等といった地域貢献活動に関しては、幼児教育科において実施してきているが、子ども発達教育学科と連携して実施することによって、活動の飛躍的な充実・強化を図ることができる。具体的な事業については、連携推進委員会で企画・立案し、実施する。

(b) どのような人材を養成するか(卒業後の具体的進路や経済社会の人材需要の見通し)

1) 養成する人材

子ども発達教育学科は、4年間の学士課程教育を通して、幅広い教養と豊かな人間性を涵養するとともに、厚生労働省指定保育士養成施設として乳幼児期の子どもの保育において高度な専門性と実践的指導力を有する保育士をはじめ、乳幼児期から児童期にある子どもの健全な発達を直接間接に支援できる豊かな人間性と高度な専門性及び実践的指導力を有する人材を育成し、地域社会における次世代育成の充実に貢献しようとするものである。具体的には、次に掲げる特色ある子育て・教育的実践力を有する人材を養成する。

- ① 乳幼児期から児童期までの子どもの発達について、多面的かつ総合的な理解力を有する人材
 - ② 確固たる使命感と熱意を持って保育や教育を行うことができる人材
 - ③ 家庭や地域社会の子育て・教育力の向上に貢献できる資質と専門性を有する人材
 - ④ 次世代育成支援等において地域コミュニティづくりに指導的役割が發揮できる人材
- 以上のような人材養成を目的とする教育課程を編成するが、幼保一元化や認定子ども

園の設置、さらには幼小連携等、新たな保育・教育課題に対応した人材養成ニーズや学生の幅広い卒業後の進路ニーズ等に対応するために、子ども発達教育学科では、保育士のみならず、幼稚園教員及び小学校教員としても活躍できる人材を養成する。具体的には、開放制養成の趣旨を踏まえて、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状が取得できるカリキュラムを編成する。なお、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状は、いずれも卒業要件として取得を義務づけるものではない。

2) 養成する人材における短期大学部幼児教育科と子ども発達教育学科との違い

前述したように、短期大学部幼児教育科は、保育士及び幼稚園教員等の専門的職業人としての保育者養成を主目的とした教育を行っている。具体的には、卒業後、保育者としての職務遂行ができる保育実践力の育成を主たる教育・学習目標としている。なお、幼児教育科においては、設置以来、リトミック教育を重視した教育課程を編成し、乳幼児期の子どもの心や情操感情の発達を支援できる専門性を有する保育者養成を主要な目的としている。そのために、音楽教育分野の教員配置を重視した教員組織を編成している。

一方、子ども発達教育学科は、4年間の学士課程教育の中で、保育者として必要となる知識、技能等の習得に加えて、保育現場において指導計画の作成や保育等に必要となる各種学習材等の開発、さらには現職保育士を対象とした研修等において指導的役割が發揮できる人材養成を行う。また、子ども発達教育学科においては、幼保のみならず幼小、さらには幼保小連携に対応できる人材を養成する。

さらにまた、子ども発達教育学科においては、保育士や幼稚園教員等、直接的に乳幼児期の子どもの健全な発達を支援する職業人のみならず、地域社会における子育て支援等に指導的役割が發揮できる人材を養成する。

(c) 卒業後の予想される具体的進路

① 保育所、幼稚園、認定子ども園、児童福祉施設等の従事者(保育者)

子ども発達教育学科は、厚生労働省指定保育士養成施設として、4年制の学士課程教育を通して確固たる使命感と高度な専門性・実践力を有する保育士養成を行うが、幼稚園教諭一種免許状の取得も可能にしていることから、卒業後の予想される進路としては、保育所、幼稚園、認定子ども園、児童福祉施設等の保育者としての進路が予想される。現在、広島県及び広島市ともに、以下に示すような中長期的な子育て支援計画を策定していることから、保育士及び幼稚園教員等の保育者に関しては、かなりのニーズがあると考えられる。

なお、保育士資格に加えて小学校教諭一種免許状を取得して児童福祉施設職員として勤務する場合には、児童指導員(任用資格)として勤務することも可能である。

○ 広島県

広島県においては、平成12年3月に「子ども夢プラン21」を策定し、このプランを実行に移しているところである。子育て支援に関しては、平成21年度末を目途に、一時保育実施箇所数を120か所から195か所に、地域子育て支援センター実施箇所を65か所から104か所に、ファミリー・サポート・センターを4か所から20か所に、子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所を18か所から22か所に、

それぞれ増やす計画になっている。

○ 広島市

広島市においては、平成 10 年に策定された「広島市児童育成計画」を「広島市新児童育成計画」に改訂し(平成 17 年)、子育て支援を重視した計画を策定している。この計画では、保育サービス等の充実強化を図るために、平成 22 年度を目途に保育園入園待機児童の解消を図ることを具体的なアクションプランとしている。

具体的には、①保育園の新設・分園の設置、②地域の保育需要に応じて、民設民営方式による保育園の新設、③幼稚園の空き教室等、既存の公共施設の有効活用、④私立幼稚園への保育園の併設や保育園への転換の促進、⑤児童受け入れ枠の不足する地域の既設保育園の増改築の促進、⑥既設保育園の定員見直し、効率的に児童受け入れ枠の拡大を図るための定員変更等である。こうした施策によって、平成 16 年度は 18,878 名の定員を、平成 22 年度には 21,212 名とすることとしている。また、幼稚園における預かり保育箇所の増園、延長保育実施施設の増加、休日保育・夜間保育実施施設の増加等の施策も実行に移されているところである。

なお、広島市は、平成 20 年 4 月から新規に「子ども未来局」を設置し、専任局長及び職員を配置して、上記のような子育て支援事業を充実・強化するための体制を整備したところである。

以上のような広島県及び広島市が着手している次世代育成支援事業においては、保育者の増員が不可欠であることから、ニーズは極めて強くなってきている。ちなみに、広島市公立保育園の保育士採用実績についてみると、平成 16 年度が 33 名、平成 17 年度が 14 名、平成 18 年度が 37 名、平成 19 年度が 86 名となっており(データは、広島市ホームページ・人事委員会公表)、平成 19 年度は、一気に増加している。この採用増は、広島市が着手している次世代育成支援事業の充実・強化によるものであり、今後もさらに増員が見込まれる。

また、子育てや幼児教育を取り巻く社会的諸環境の大きな変化や保護者のニーズの多様化等により、保育士に求められる資質能力も次第に高度化し、多様化してきており、4 年間の学士課程教育による保育士養成へのニーズも強くなってきている。

② 小学校教員

子どもの発達にかかわる専門的教育を通して、小学校教員を希望する学生も少なくないと思われる。実学志向のキャリア意識が強くなっている現在の高校生の中で、「子ども」に興味関心のある者は増加傾向にあり、保育士のみならず、幼稚園教員、あるいは小学校教員の進路を目指すことも予想される。子ども発達教育学科においては、開放制養成の趣旨に則り、幼稚園教諭一種免許状に加えて小学校教諭一種免許状が取得できる教育課程を用意する。

小学校教員の中長期的需要は、定年退職者数及び定年前退職者数によって流動的なものであり、都道府県によっても大きく異なる。広島県・広島市の小学校教員採用(一括採用)については、この数年、増加の一途である(資料 2)。また、広島県の小学校教員の年齢構成からみると、3~4 年後から定年退職者数が増加することから、定年前退職者数を考慮すれば、採用数の増加が予想される(資料 3)。

③ 子育て支援、地域づくり等にかかわる各種民間組織等の従事者

子育てや地域づくり等にかかわる各種の民間組織(NPO)も、かつてないほどに量的に拡大し、次第に子どもの発達や教育等にかかわる専門的知識や実践力を有する人材が求められている。中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(中間報告)」(平成19年1月)においても、次世代育成にかかわって学校支援ボランティア、放課後子ども学習アドバイザー、地域教育コーディネーター、学校教育コーディネーター、学校教育支援コーディネーター等の人材養成の必要性を指摘している。

子ども発達教育学科において、子どもの発達理解と子育てや保育に関する専門的知識、教育的実践力を身につけた学生は、地域づくりにかかわる各種NPOの従事者、さらにまた、中教審の中間報告に示された子どもの学習支援や学校教育支援に専門的にかかわることができる職業分野への進路も予想される。また、地域において子どもの成長発達に間接的な支援を行っているJAや漁協等への職員としての進路も予想される。特に、JAにおいては、「地産地消」を通じた地域振興の方策として、食をテーマとして青少年を対象とした事業展開を強化しており(例えば、「ライスクッキングコンテスト」等)、食育に関する専門家のみならず、子どもの心身の発達や子育てなどに関して幅広い知識を有する人材ニーズも強くなってきている。

④ 民間企業等

近年、様々な社会的諸環境の変化の中で、子どもを対象とした企業等も増加してきている。広島県においても、子ども衣料やおもちゃ・ゲーム等の製造販売会社、教育関係出版会社、建築会社(遊園地等の遊具の製造販売を含む)、レジャー・サービス会社、映画・アニメーション制作会社等の企業が増加し、こうした県内企業からの求人数も増加してきている(資料4)。子ども発達教育学科の専門教育を受けた学生の進路としては、こうした子ども関係企業等への就職も予想される。

近年、わが国においては、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って持続的に営むことができる社会の実現を目指して「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進が重要な課題になってきている。

子ども発達教育学科において、子育てや保育等に関する専門的教育を受けた学生が民間企業等に就職した場合には、ワーク・ライフ・バランスの推進において指導的役割が発揮できる人材としての活躍が期待できる。

⑤ 公務員及び大学院への進学

子ども発達教育学科の専門教育を受けた学生の進路としては、児童相談所職員、警察官、少年院等の法務教官等の公務員も予想される。特に、広島市においては、平成20年4月から「子ども未来局」を新規に設置し、子育て支援の充実・強化体制を整備したところであることから、今後、子育て支援の専門職として広島市の職員への進路も予想される。

また、大学院への進学を希望する学生も予想される。特に、幼稚園や小学校教員免許状を取得した学生の中には、大学院に進学し(教職大学院等の他大学大学院)、専修免許状の取得を希望する学生も予想される。

(d) 入学定員設定の根拠と定員確保の見通し

子ども発達教育学科は、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の取得が可能となる教育課程を編成するが、本学科と類似の教育・保育系学部学科は、広島市内においては、現在のところ、安田女子大学文学部児童教育学科(定員 110 名)、広島文教女子大学人間科学部初等教育学科(定員 80 名)、広島女学院大学文学部幼児教育心理学科(定員 90 名)が設置されている。これら 3 大学は全て女子大学であるが、3 大学の志願者総数は、平成 17 年度が 1,450 名、平成 18 年度が 1,485 名、平成 19 年度が 1,728 名で、年々、増加している。3 大学の総定員数は 280 名であり、平成 19 年度志願者数からみると、6.17 倍である。

子ども発達教育学科の設置について、現代文化学部に進学実績を有する広島県内の公立・私立高等学校 88 校の校長及び進路指導担当教員に対して面接調査を行ったところ、保育士や幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状が取得できる広島県内唯一の男女共学の私学であるということから、設置に対する強い要望や女子生徒のみならず、男子生徒の進学が期待できるという評価が得られた。

また、学校法人比治山学園は、比治山女子高等学校を併設しており、保育者や小学校教員を希望する生徒も毎年、相当数存在することから、併設高等学校からも一定数の入学者が見込まれる。さらにまた、上述したように、子ども関連企業等からの求人も年々増加しており、こうした企業等への進路を希望して子ども発達教育学科への進学を希望する高校生も少なくないと思われる。

子ども発達教育学科と類似した上記 3 大学の学部・学科の定員や教育水準の維持、卒業後の進路等を総合的に判断して入学定員を 70 名とするが、定員確保は十分に見込まれる。

また、編入学定員については、幼稚園教諭一種免許状が取得できるということから、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状が取得できる本学短期大学部幼児教育科からの編入学者が予想でき、10 名の定員確保は見込まれる。

イ 学部、学科等の特色

教養教育を重視した学士課程教育を推進し、地域社会で貢献できる幅広い職業人養成を目指す現代文化学部を設置する子ども発達教育学科の特色は、以下に示すとおりである。

1) 現代の子ども理解のための多面的、総合的な教育・研究組織

現代社会における子ども理解のために、「子ども学」、「子ども社会学」、「子ども発達学」、「子ども教育学」等、既存の学問分野を超えた新たな子ども研究分野が確立されつつあり、こうした名称の学部・学科の設置が増加している。現代文化学部子ども発達教育学科も、広義には「子ども学」の教育研究組織として構想しているが、本学科では、地域・文化、さらには「学び」の視点からの子ども理解のための教育・研究を行うことに重点をおいている。そのために、主に発達心理学、教育学、地域福祉学、教科教育学等の教員を専任スタッフとした教育・研究組織を編成する。

2) 豊かな人間性の涵養を図るための教養教育の重視

現代文化学部は、平成 16 年に「基礎的人間力(生涯にわたる自己実現を支える主体的な学びをデザインする力)」の育成を目指し、教養教育を重視した学士課程教育の改善・充実を図るための教育改革を行った。この改革は、初年次教育の充実、キャリア教育の体系化、さらにはフィールドワーク等の能動的学習(アクティブ・ラーニング)の重視等といったものであるが、子ども発達教育学科においても、既設学科と同様に教養教育を重視した教育課程を編成する。なお、教養教育については、改革後、4 年を経過し、毎年度の自己点検・評価を踏まえて、平成 21 年 4 月から、「共通教育」とし、カリキュラム改革を行うこととしている。

3) 多面的、総合的な子ども理解力を基盤とした高度な専門性と実践的指導力を有する人材の養成

発達段階がボーダーレス化した乳幼児期から児童期にある子どもの発達を、心理学的、教育学的視点からのみならず、地域・文化等の幅広い視点から多面的、総合的に理解し、子どもの豊かな人間的成長を直接的に支援する高度な専門性、実践力を有する保育者、小学校教員、さらには地域づくりにおいて指導的役割が發揮できる人材を養成する。

4) 既設学科との連携による厚みと幅のある教育・研究の推進

現代文化学部は、前述したように言語文化学科、地域文化政策学科(平成 21 年度から募集停止とし、子ども発達教育学科に改組転換)、マスコミュニケーション学科、社会臨床心理学科を設置しており、子ども発達教育学科は、これらの学科と教育・研究における連携を強化する。

現代文化学部では、学生の多様な学習ニーズに対応しつつ、学士課程教育の改善・充実を図るために、平成 21 年 4 月から、以下のような副専攻制度を導入する。本学の副専攻制は、所属する学科以外の他学科開設の専門科目を 20 単位以上履修した場合、副専攻の履修と認定し、副専攻修了証を授与する制度である。

○ 言語文化学科「日本語文化副専攻」

日本語に関する基礎的知識を修得し、日本語コミュニケーション力を育成するとともに、日本文化を継承・創造・伝達する力を育成する。

○ 言語文化学科「国際コミュニケーション副専攻」

国際化にふさわしい社会人として活躍できる英語コミュニケーション力を育成する。

○ マスコミュニケーション学科「メディア社会副専攻」

メディア社会において求められる基礎的なマルチメディアリテラシーを育成するとともに、各種メディアを用いた情報の受発信力を育成する。

○ 社会臨床心理学科「心理学副専攻」

現代心理学の基礎的な領域を学習し、「こころ」に対する科学的な見方を養う。

副専攻制度を活用することによって、子ども発達教育学科の教育は、幅と厚みのあるものになる。例えば、社会臨床心理学科の開設科目を副専攻として履修する場合には、心理学的視点からの子ども理解がさらに深化し、また、言語文化学科開設科目を副専攻として履修する場合には、言語・文学という視点からの子ども理解を深化させることができる。

なお、子ども発達教育学科は、「子ども学副専攻」(開設科目は、主に「子どもと地域・

文化」科目群とする)を副専攻として他学科学生に提供する。

副専攻の履修については、入学時に副専攻制度と各学科の副専攻カリキュラムを説明し、副専攻の履修を希望する場合には、年間履修単位の上限を超えない範囲で3年次までに必要な科目を履修し、4年次前期の履修登録前に希望する副専攻履修を登録する。登録時に不足する科目があった場合には、4年次の前後期で履修する。

卒業判定時に副専攻修了証の授与に必要な科目を履修しているかどうかをチェックし、履修している場合に卒業証書と併せて副専攻修了証を授与する。

また、研究面においても、子ども発達教育学科所属教員と他学科教員との連携により、現代社会における子どもの生活や発達、教育等にかかわる諸課題の研究を推進し、その成果を子ども発達教育学科の専門教育の内容に反映させることによって、教育内容の質的向上を持続的に図ることが可能になる。具体的に想定される連携研究テーマ例としては、以下のようなものが考えられる。

- 言語文化学科(日本語文化コース)との連携による研究例
 - ・ 子どもの日本語表現力の形成過程と指導法及び学習材開発の研究
 - ・ 幼児期、児童期の読書指導法の研究
- 言語文化学科(国際コミュニケーションコース)との連携による研究例
 - ・ 幼児期や児童期における第二言語としての英語学習過程と指導法及び学習材開発
- マスコミュニケーション学科との連携による研究例
 - ・ 子どものマルチメディアリテラシーの形成と効果的な学習材の開発研究
 - ・ インターネットの利活用が子どもの生活に及ぼす影響
- 社会臨床心理学科との連携による研究例
 - ・ 子どものストレスマネジメント力の育成と指導法に関する研究
 - ・ 不登校児童生徒に対する組織的支援のあり方
 - ・ いじめ防止のための学校・家庭・地域との連携体制の構築
- 短期大学部幼児教育科との連携による研究例
 - ・ 地域社会における子育て支援ネットワークの構築に関する実践的研究

他学科教員との連携による研究は、比治山大学共同研究助成制度に基づいて推進する他、科学研究費補助金等への申請によって推進する。

5) 子ども理解にかかわる課題探求力の育成

現代社会における子どもの多面的、総合的な理解を通して、乳幼児・児童期にある子どもの発達や学びにかかわる課題探求力、あるいは問題発見力を育成するために、学生による討論や発表、さらにはフィールドワーク等、能動的な学習法を重視した教育を展開する。

ウ 学部、学科等の名称及び学位の名称

学部学科の名称 「子ども発達教育学科」

学位の名称 「学士(教育学)」

現代文化学部を設置する学科の名称は、「子ども発達教育学科」である。「子ども発達学科」、「子ども教育学科」等といった名称を使用している大学学部・学科は、すでに数

多くあるが、「子ども発達教育学」という名称とする理由は、乳幼児期から児童期にある子どもの発達の多面的、総合的理解を基盤として、子どもの豊かな成長を支援できる専門性と実践力を持つ人材育成を目的とした保育・教育実践の学としての教育研究を推進することを目的としていることによる。

学位の名称については、子ども発達教育学科の教育研究の目的が広義には「教育学」の一分野であることや、英文表記の国際的通用性を考慮し、「学士(教育学)」とする。

英訳	学科	Department of Child Development and Education
	学位	Bachelor of Education

エ 教育課程編成の考え方及び特色

子ども発達教育学科は、前述の設置の趣旨及び目的に基づき、現代社会における子どもという人間を多面的、総合的に理解する力を育成するとともに、子どもの健全な心身の発達を直接間接に支援できる高度な実践的指導力を有する人材を育成するために必要となる幅広い分野の授業科目の開設と併せて、卒業する学生の幅広い進路ニーズに対応するために、保育士資格のほかに開放制養成の趣旨に則り、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状が取得できる科目も開設する。

1) 授業科目群の構成

① 共通教育科目

共通教育科目は、4年間の学士課程教育の中で幅広い教養の涵養と基礎的人間力の育成を目的とするものである。学生の幅広い、かつまた多様な学習ニーズに対応するために、開設科目総数は98科目であり、また、一部の科目を除いて1年次から4年次まで開設している。

共通教育科目は、「比治山ベーシック科目」と「教養科目」から構成され、卒業要件単位は、現代文化学部全学科共通に34単位以上である。

(注) 平成16年度の教養教育改革の自己点検評価を踏まえつつ、学士課程教育の改善・充実を図るため、平成21年度から教養教育という名称を「共通教育」に変更したカリキュラム改革を行うこととしている。

i) 比治山ベーシック科目

比治山ベーシック科目は、「スタートアップ科目」、「キャリア形成科目」、「コミュニケーションリテラシー科目」から構成されている。「スタートアップ科目」は、「初年次セミナー1・II」で、大学生活への円滑な適応を促進させるとともに、学習に必要なスキル等の修得を目的とする科目で、1年次必修科目(各2単位)である。

「キャリア形成科目」は、学生一人ひとりの主体的なキャリア形成を促すことを目的とした科目で、自己発見等を促すことを目的とする「キャリアデザイン」は必修科目(2単位、2年次前期)としている。

現代文化学部は、言語文化学科において中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状(国語・英語)が取得でき、教職を志望する学生も少なくない。こうしたことから、選択科目として、「教職キャリア演習I」(演習、3年次後期)、「教職キ

キャリア演習Ⅱ」(演習、4年次前期)を開設し、教職への動機づけを喚起させるとともに、教職に対する使命感を醸成する。また、教員採用試験への準備等も行う。

「コミュニケーションリテラシー科目」は、「日本語リテラシー」(1単位必修)、「英語リテラシー」(1単位必修)、「コンピュータリテラシー」(1単位必修)から構成されている。「日本語リテラシー」は、主に日本語表現力の系統的な育成を目的としている。これらの科目は、いずれも、「学士力」としてのコミュニケーション力やプレゼンテーション力等、情報の主体的な受発信力の育成を目的としたものである。

ii) 教養科目

学生の多様な学習ニーズに対応しつつ、幅広い視野の育成を主目的としており、科目は、「人間」、「文化」、「地域」、「国際」に区分され、それぞれに具体的な授業科目が開設されている。各区分別に履修が必要な単位数を定めているが、「人間」科目及び「文化」科目で4単位以上、「地域」科目・「国際」科目は4単位以上とする。

なお、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状を取得する場合には、開設科目の中から教育職員免許法に定められた科目を履修しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育の教育課程編成においては、現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に理解し、子育てにかかわる高度な専門性と実践力を有する人材の育成という目的を達成するために、以下に示す科目区分による教育課程の体系を用意する。

i) 「子どもの発達理解の基礎」

現代社会における子どもの発達理解の基本視座や方法論の理解を深めるとともに、子どもの発達にかかわる課題探求力の育成を目的とする科目群である。この科目群では、「現代社会と子ども」(講義、2単位)、「子ども理解実践ゼミナールⅠ・Ⅱ」(演習、各1単位)、「教育基礎論」(講義、2単位)、「総合演習」(演習、2単位)の合計8単位を学科必修科目とする。「子ども理解実践ゼミナール」は、学内での授業に加えて比治山学園の学外研修施設である「からまつ学寮」における集団合宿等により、地域で生活している子どもの実態を体験的に理解すると同時に、子ども理解に対する興味関心の涵養、課題探求力の育成、さらには人間関係力等の社会的スキルの育成を目的とする科目である。この科目群については、必修科目の8単位を含めて10単位以上の選択履修を卒業要件とする。

ii) 「子どもと地域・文化」

現代社会における子どもを、衣食住等の身近な生活や文学、情報メディア等、幅広い視点から理解することができる力の育成と同時に、子育て支援を中心とした地域づくりに積極的に参加する上で必要となる基礎的知識や能力等の習得を目的とする科目群である。学生の興味関心や進路ニーズに対応するために、この科目群は全て選択科目とするが、卒業要件として、開設科目のうちから8単位以上を選択履修する。

iii) 「子どもの発達支援」

この科目群は、主に乳幼児期にある子どもの心身の健全な発達支援のあり方や方法等に関する理解を深め、保育者として求められる基礎的知識や技能等の習得を目的とする科目群である。この科目群も全て選択科目であるが、卒業要件として、開

設科目のうちから 6 単位以上を選択履修する。なお、保育士資格を取得する場合には、この 6 単位を含めて必要な科目を履修しなければならない。

iv) 「子どもの学びと教育」

この科目群は、幼児期から児童期における認知的発達に極めて大きな影響を及ぼす言葉や数、自然、さらには社会等の理解に必要な概念の学習過程や学習材等についての理解を深め、保育者や小学校教員はもとより、幼児期から児童期にある子どもを持つ保護者、学習支援ボランティア、さらには子ども関係企業(教育関係出版社等)等、幼児期から児童期にある子どもの学習支援や指導等に直接間接にかかわる人間に必要となる学習材の選択や開発に関する基礎的知識の習得や実践的指導力の育成を目的とする科目からなる。

この科目群は、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状取得に必要な科目が含まれているが、保育者や教員以外の進路を希望する学生にとっても意味のある科目であることから、全て選択科目ではあるが、卒業要件として開設科目のうちから 18 単位以上を選択履修する。

v) 「子どもの発達と教育・保育実践」

保育士、幼稚園教員及び小学校教員としての実践的指導力を修得させるための実習科目である。保育士、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の資格取得に不可欠の科目であることから、この科目群については、「学校支援ボランティア」(実習、1 単位)以外は、保育士、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状のいずれかの資格取得を目指す学生のみが履修できるものとする。したがって、この科目群については、卒業要件単位は定めない。

vi) 「子どもと初等教育」

本科目群は、小学校教諭一種免許状の取得に不可欠な教職関係科目からなる。したがって、この科目群の科目は、小学校教諭一種免許状を取得して小学校教員を目指す学生が履修することから、この科目群については、卒業要件としての履修単位は定めない。

vii) 「特別研究」

3 年次までの共通教育及び専門教育の学習成果を基盤として、学生自らが研究課題を設定し、図書文献資料の収集やフィールドワーク、定期的な発表、レポート作成等を通して、4 年にわたる学士課程教育の成果として求められるコミュニケーション力、情報活用力、論理的思考力、協調性やリーダーシップ等の社会的スキルなどの育成及びその達成度を評価することを目的とする科目である。「特別研究Ⅰ」(2 単位、4 年次前期)、「特別研究Ⅱ」(2 単位、4 年次後期)からなり、いずれも必修とする。

viii) 「卒業論文」

4 年次の前期開始時に卒業論文作成に関するガイダンスを行い、学生は、論文課題と希望する指導教員を選択し、指導教員の指導のもとに卒業論文としてまとめる。卒業論文は卒業要件として 4 単位とし、提出後、内容や発表等により成績評価を行い、単位認定する。なお、卒業論文作成に関わる指導等は、指導教員が適宜行うこととする。

2) 教育課程編成における短期大学部幼児教育科との違い

短期大学部幼児教育科は、2年間の修業年限で保育士及び幼稚園教員等の専門的職業人としての保育者養成を主目的としていることから、児童福祉法施行規則及び教育職員免許法に従って教育課程を編成している。

一方、子ども発達教育学科においては、現代社会における子どもを多面的、総合的に理解する力を有し、保育士、幼稚園教員等の保育者養成のみならず、小学校教員として、あるいはまた地域社会における子育て支援にかかわる専門家として必要な資質能力を育成するための教育課程を編成している。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

子ども発達教育学科は、現代社会における子どもの発達を多面的・総合的に理解し、子どもの心身の健全な発達を直接間接に支援できる専門的な資質能力を有する人材を育成し、地域社会の発展に貢献することを目的としている。この目的を達成するために、子ども発達教育学科は、専任教員14名を配置する計画である。14名のうち、教授は7名、准教授6名、講師1名である。

子ども発達教育学科における教員組織の考え方及び特色は、以下のとおりである。

1) 現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に理解するための教員組織の編成

社会の変化とともに、子どもの発達段階は加速的にボーダーレス化・多様化してきているが、こうした子どもの発達を多面的、総合的に理解する教育・研究を推進するために、心理学、教育学、地域福祉学、教科教育学等の分野を中心として、豊富な教育研究実績を有する教員組織を編成する。さらにまた、実践学としての子ども発達教育学の構築を目指すことから、小中学校での豊富な実務経験と実践研究力のある教員も重視した編成とする。

2) 子どもの「学び」にかかわる教育・研究のための教員組織の編成

子どもの豊かな人格的・社会的発達を支えるものは、主に日々の生活の場における様々な「学び」という生活経験である。特に、幼児期から児童期においては、家庭や学校、地域社会等の様々な生活の場における言語、数、自然科学的事象、社会事象等の学び、さらには音楽や造形表現等の学びは、子どもの豊かな思考力や判断力、感性等の基盤となるものである。

子どもに豊かな思考力や判断力を育成していくことは、わが国の重要な国家的教育課題である。思考力や判断力の発達は、主には幼児期・児童期における幼稚園・小学校等における体系化された「学び」を通して達成されるが、子どもを取り巻く社会的諸環境の変化の中で、子どもの学びの様相も大きく変化している。

こうしたことから、子ども発達教育学科においては、幼児期から児童期における様々な「学び」の発達過程や学びの内容等に関して、専門的な知見と研究力及び豊富な教育的実践経験を有する教科教育学分野の教員を重視した教員組織を編成する。

3) 教員の年齢構成と定年規定

専任教員の年齢構成は、60歳～70歳4名、50歳～59歳3名、40歳～49歳5名、40歳未満2名である。「子ども発達教育学」という学問分野の構築に必要な実践的研

究の推進、さらには、学科が目指す教育目的を達成するために、40歳代から50歳代の教員を重視した配置としている。

なお、本学の定年規定は、職位のいかんにかかわらず70歳であり、また、定年延長制度に関する規定により、定年後も専任教員として勤務することが可能である。子ども発達教育学科に配置する予定の専任教員については、定年規定を適用する教員の就任計画はない。(定年規定 資料5)

4) 教員組織編成における短期大学部幼児教育科との違い

子ども発達教育学科の教員組織編成については、上記のとおりであるが、短期大学部幼児教育科は、専門的職業人としての保育者養成を主目的としていることから、厚生労働省告示別表第1による教科目及び教育職員免許法に定められた幼稚園教諭二種免許状課程認定に必要な研究分野の教員組織を編成している。

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1) 卒業要件と履修方法

① 卒業要件及び履修方法

履修基準は、現代文化学部共通とする。具体的には、共通教育科目34単位以上、専門教育科目60単位以上、卒業論文4単位及び自由領域科目の合計124単位以上を修得することを卒業要件とする。

自由領域科目は、卒業要件に必要な履修単位数は指定しない。他学科専門教育科目、学校図書館司書教諭資格科目及び単位互換による他大学開設科目を履修した場合には、自由領域科目の履修単位とし、卒業要件単位に充当できる。また、他学科開設科目を副専攻として履修した場合には、自由領域科目の履修単位となる。

60単位のうち、「特別研究Ⅰ・Ⅱ」(各2単位)の合計4単位を必修とし、残りの56単位については、以下のような履修基準を設ける(教育課程表参照)。

- i) 「子どもの発達理解の基礎」科目群から、必修科目(合計8単位)を含めて10単位以上
- ii) 「子どもと地域・文化」科目群から8単位以上
- iii) 「子どもの発達支援」科目群から6単位以上
- iv) 「子どもの学びと教育」科目群から18単位以上
- v) 上記の履修総単位(42単位)に加えて、「子どもの発達理解の基礎」、「子どもと地域・文化」、「子どもの発達支援」、「子どもの学びと教育」、「子どもの発達と教育・保育実践」の科目群から14単位以上を選択履修する。「子どもの発達と教育・保育実践」科目群の履修については、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状取得に関する科目であることから、履修資格条件を設定する。なお、本科目群の科目を履修した場合には、専門教育科目の履修単位とすることができる。
- vi) 「子どもと初等教育」科目群の履修単位は、56単位に含むことはできないが、専門教育科目として卒業要件単位に充てることができる。

② 授業方法と学生数の設定

子ども発達教育学科は、セメスター制のもとで各授業科目を開設する。授業方法は、講義・演習・実習・実験の4つである。講義については2単位、演習は2単位、実験及び実習は1単位とする。なお、実技習得を伴うような演習科目(保育士資格取得科目)については、30時間(15回)で1単位としている。

学生数の設定については、保育士資格科目(演習科目)及び実験科目は50名を超えないものとし、講義科目については、特に学生数の設定はしない。

③ 授業科目の学年配当

共通教育科目のうち、「比治山ベーシック科目」は、1・2年次に配当する。教養科目については、学生の興味関心やニーズ等に対応した履修ができるように、一部の科目を除いて1年次から4年次にわたって配当する。

専門教育については、「子どもの発達理解の基礎」科目は、科目の目的から、主に1・2年次に配当する。「子どもと地域・文化」、「子どもの発達支援」、「子どもの学びと教育」、「子どもの発達と教育・保育実践」、「子どもと初等教育」の各科目については、開設する科目内容の系統性等を勘案しながら、1年次から4年次にわたってバランスよく配当する。

2) 履修モデルと履修指導

① 履修モデル(教育プログラム)

子ども発達教育学科を卒業した学生がかかわる子どもの世界は多様であることから、学生の進路ニーズに対応した履修指導と履修モデルを設定する。履修モデルは、進路に対応した教育プログラムとして学生に提示し、学生は、自分が希望する進路に対応したプログラムを選択して必要な科目を履修する。

履修指導においては、入学後のガイダンスや「初年次セミナーⅠ」等において、卒業後の予想される進路及び教育プログラムにかかわるガイダンスとともに、子ども理解への興味関心や学習意欲の喚起を促す指導を行う。

選択科目や取得する資格、免許については、学生の興味関心や進路ニーズ等に応じて履修ができるように授業科目の選択履修の自由度を拡大するが、卒業後の進路等を考慮し、体系的な履修ができるような教育プログラムとして提示する。

卒業要件124単位での履修モデル(教育プログラム)としては、①保育士プログラム(主に保育士を目指す)、②幼稚園プログラム(主に幼稚園教員を目指す)、③小学校プログラム(主に小学校教員を目指す)、④地域づくり・民間企業プログラム(NPO等での地域における次世代育成支援活動の指導者や民間企業等を目指す)の4プログラムである。しかし、追加履修することによって、複数資格の取得も可能であることから、これらの4プログラムに加えて、⑤幼保プログラム(保育士+幼稚園教諭一種免許状の取得)、⑥幼小プログラム(幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状の取得)、⑦幼保小プログラム(保育士+幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状の取得)も履修モデルとして学生に提示する(資料6)。

1年次から専門教育科目を開設していることから、入学後に行うガイダンス等が終了した段階で、学生はいずれかのプログラムを選択し、選択したプログラムに即して4年間の履修計画を作成し、必要な授業科目を履修する。なお、選択したプログラム

の途中での変更はできるが、変更の際には、チューター等が変更の理由等については十分に把握し、必要な指導・助言を行う。

② 履修単位の上限設定と GPA による厳格な成績評価

学士課程教育の質の維持・向上を図るために、子ども発達教育学科では、履修単位の上限設定(CAP 制)を行う。上限は、1年次から4年次まで各期24単位、年間48単位までとする。履修単位の上限設定については、入学時のガイダンス等でその趣旨等について詳細な説明を行い、上限を超えた履修がないようにする。なお、上記の履修モデル(プログラム)については、全て設定した履修単位の上限を超えないものである。

また、成績評価を厳格にするために、授業科目ごとにシラバスに具体的な到達目標、授業内容・計画及び成績評価の方法を明示するとともに、成績評価は、「秀(90～100、グレードポイント4.0)」、「優(80～89、3.0)」、「良(70～79、2.0)」、「可(60～69、1.0)」、「不可(59以下、0.0)」の5段階評価を行い、現代文化学部が定める算出式に基づいてGPAを算出し、学生の履修指導及び学生表彰規程に基づく学業成績優秀者選考等に活用する。

③ 他大学における授業科目の履修

本学は、広島県内の国公立大学(一部、岡山県、島根県、山口県の大学及び広島県内の高等専門学校を含む)が組織している大学コンソーシアム(「教育ネットワーク中国」)に加盟している。このコンソーシアムでは、単位互換協定を締結していることから、加盟大学が単位互換科目として提供している授業科目を履修した場合には、その単位を自由領域科目の履修単位として認定する。また、海外の3大学(米国、オーストラリア、韓国)の間で締結している学生交流協定に基づく短期交換留学プログラムで履修した科目についても単位認定する。

④ 学生の総合的な支援体制

入学時から卒業までの学生の総合的な支援体制は、次に示すとおりである。

i) チューター制による個別的指導の強化

1年次から少人数の学生(5名程度)に対してチューターを配置し、学生の個別指導(学習や生活、さらにはキャリア形成等に関する指導・助言等)を行う。チューターは、「初年次セミナーI・II」の授業を担当する教員を含めて原則として専任教員全員が担当する(開設初年次は11名、完成年次14名)。チューターの主たる業務は、履修や学習上の相談・指導、進路指導、さらには必要がある場合(単位の履修状況が芳しくない場合や精神的な課題等を抱えている場合等)には、保護者との連携等である。

また、チューターによる指導上の差異が生じないように、定期的にチューター全員によるチューター会を開催し、学生指導にかかわる情報を相互に交換し、指導の充実・強化を図る。4年次からは、「特別研究」を担当する教員がチューターとしての役割を担う。

ii) クラス制の導入による集団指導の強化

近年、様々な背景により、人間関係力が乏しい学生が増加し、入学後の大学生活への円滑な適応が阻害され、休退学に至る場合も少なくない。子ども発達教育

学科の学生は、卒業後、保育所、幼稚園、あるいは小学校などにおいて子どもの集団指導にかかわる職業に従事する者も少なくないことから、チューターによる個別的指導に加えて、クラス編成(1クラス 35名程度で2クラスの編成)により、複数教員を担任として配置し、学生生活全般や進路指導等を行うとともに、学生間の相互交流を促すことによって学生の人間関係力の涵養を図る。なお、クラスに対する指導等は、授業以外の時間(昼休みや放課後等)を活用して行う。

iii) オフィスアワーによる学習指導の強化

子ども発達教育学科では、学生の個別的な学習指導等を強化するためにオフィスアワーを導入する。入学時から学生にオフィスアワーを積極的に活用する習慣形成を図るために、専任教員が担当する「初年次セミナーⅠ・Ⅱ」(1年次前・後期、必修)の授業において、オフィスアワーの活用について理解させるとともに、実際に活用させる。

iv) 学習サポートセンターにおける総合的な修学支援

学生の学習面での支援を強化するために、平成18年11月に現代文化学部・短期大学部共通の附属施設として「比治山大学学習サポートセンター」を設置した。本センターにおいても、子ども発達教育学科の学生の学習面に関する相談・助言を、チューターとセンター教員(併任教員と非常勤職員)の緊密な連携のもとで行う。

(注) 比治山大学学習サポートセンターは、①学生及び保護者に対する学習上の相談、助言、②資格取得、編入学、大学院等への進学等に関する相談、助言及び指導、③入学前学生に対する入学後の学習等に関する相談、助言、④リメディアル教育の企画等を目的として設置したものである。相談者として、学部及び短期大学部教員からアドバイザーを選任し、月曜日から金曜日までセンターに在籍し、学生の相談に対応している。また、非常勤として2名の職員アドバイザー(元公立高等学校校長)を配置し、国語や英語に関する個別補習等も行っている(資料7)。

v) 教職指導センターにおける教職キャリア支援

教職を目指す学生の教職キャリア形成支援等に関する個別指導や相談、教育実習学生の事前指導や事後指導、さらには教員採用試験のための準備講座の開設等を目的として、平成19年4月に現代文化学部・短期大学部共通の附属施設として「比治山大学教職指導センター」を設置した。子ども発達教育学科の学生で、幼稚園教員や小学校教員を目指す学生に対しては、学科専任教員とセンター教員(併任)及び客員センター員(非常勤として、公立高等学校を退職した校長2名を配置している)との連携を密にし、学生の教職キャリア形成等にかかわる指導等を行う。

(注) 比治山大学では、現代文化学部言語文化学科において中・高等学校教諭一種免許状(国語・英語)、短期大学部美術科において中学校教諭二種免許状(美術)、幼児教育科において幼稚園教諭二種免許状、総合生活デザイン学科において中学校教諭二種免許状(家庭)の課程認定を受け、毎年、相当数の学生が免許状取得を希望し、また、採用試験を受験している。

課程認定を受けて開放制の下で教員養成教育を行っていることから、教職課程(カリキュラムの作成、教育実習に関する指導等)に対する全学的な責任体制を確立する

ために、センターを設置した。センターには、1名の専任教員(准教授)を配置し、教職課程のカリキュラムの作成、教育実習の事前・事後指導、授業担当教員(主に兼任教員)の選考等を行うとともに、教職を希望する学生に対する個別相談や指導を行っている。また、センターには2名の客員センター員(学習サポートセンター職員アドバイザーと同一者)を配置し、採用試験のための事前指導等を行っている(資料8)。

キ 施設・設備等の整備計画

(a) 校地、運動場の整備計画

本学は、広島市中心部、JR広島駅や山陽自動車道の広島インターチェンジから近距離にあるなど、交通の便に恵まれている。

校地は、平成20年4月現在、大学・大学院・短期大学部共有として、100,575㎡であり、大学及び短期大学設置基準の定める面積(19,400㎡)を十分満たしている。

校地内には1号館から10号館(学生会館)までの校舎、講堂、体育館(1,450.8㎡)等と、野球、サッカー等のできる運動場及びテニスコートを合わせて19,538㎡を整備している。丘陵地にあるため、各校舎間における学生移動の動線に配慮して道路・渡り廊下等の構内通路を設け、運動場とテニスコートは校舎から最も離れた場所に整備し、勉学に必要な静かな環境を確保している。キャンパスのメイン空間の7号館前に、野外ステージを設け、その中央にささやかながら水辺を採り入れて、学生に安らぎと憩いの場を提供している。

現在のところ、適度の空間、休憩施設も備えており、校地及び運動場の整備計画はないが、校舎については、後述するように、子ども発達教育学科の設置に併せて、平成20年度に新教育棟の建設を計画している(校地・校舎等の図面参照)。

(b) 校舎等施設の整備計画

現有校舎面積は(平成20年4月現在)、現代文化学部専用5,716.86㎡、短期大学部との共用12,803.93㎡で、大学設置基準に定める基準面積6,478.30㎡を満たしている。

子ども発達教育学科の開設に併せて、5階建て、延床面積6,676.45㎡の新教育棟(以下、「6号館」という。)を建設し、子ども発達教育学科の教育施設を整備するとともに、全学的な教育環境の整備・充実を図ることとしている(平成21年3月竣工予定)。

6号館は、1～2階に大学・短期大学部共用施設として350席の大講義室と中・小講義室14室、自習室2室、学習サポートセンター、教職指導センターを配置し、3階に子ども発達教育学科専用の講義室4室、理科実験室、図画工作室、音楽室(ML室)と、それぞれの準備室(資料9)、4階に1,617.56㎡の体育施設(アリーナ)、5階の一部に162.25㎡のリズム室を設置する。6号館を建設することによって、平成21年4月における校舎面積は、延床面積34,619.36㎡となる。

子ども発達教育学科の教育研究等に必要となる施設、校具・教具等に関しては、以下のように整備するが、これらを整備することによって、4年間の教育を円滑に行うことができる(資料10)。なお、必要となる校具や教具等の備品に関しては、子ども発達教育学科の開設前年度及び開設初年次に整備することとする。

1) 教員研究室等

教員研究室については、6号館の建設と併せて、既設5号館の講義室等の一部を改修するなどによって、11室を整備する(資料11)。なお、3室については既設施設の研究室を充当することで(配置換えとなる教員の一部は、現在の研究室を続けて使用する)、専任教員14名の教員研究室は確保できる。

2) 講義室

子ども発達教育学科が開設する講義系科目及び実習を伴わない演習科目については、6号館の3階に設置する専用の講義室(4室)に加えて、全学共用施設である6号館1・2階及び既設の講義室を共用することで不足することはない。

3) 理科実験室

理科実験に必要な施設は、6号館3階に最大54名収容可能な理科実験室及び70㎡の準備室を設置する(資料12)。理科実験室及び準備室には、理科、理科教育法、理科実験等の授業に必要な備品等を整備する(資料13)。本施設を主に使用する授業は、「理科実験Ⅰ」、「理科実験Ⅱ」及び「理科教育法」等である。

4) 音楽室

音楽教育に必要な施設については、6号館3階に最大60名収容可能な音楽室(ML)を設置する(資料14)。この施設には、60台の電子ピアノと教師用ピアノを設置し、コンピュータ制御により、一斉指導に加えて個別指導、さらに学生の練習が可能になるシステムを導入する。また、33.5㎡の準備室を設置し、音楽教育に必要な備品等を整備する(資料15)。

本施設を主に使用する授業は、「子どもと表現(音楽)」、「幼児音楽演習Ⅰ・Ⅱ」、「音楽Ⅰ・Ⅱ」、「音楽科教育法」である。また、授業で使用しない場合には、学生の練習にも使用する。

なお、音楽教育に関しては、現在、短期大学部幼児教育科が使用している施設も共用する(資料16)。本施設には、音楽室1室、授業用の個人レッスン室6室、学生が練習する練習室16室がある。練習室には、アップライトピアノを整備しており、学生は、授業時間以外の時間帯を利用して練習している。これらの施設は、幼児教育科の専門教育での現在の利用状況からみれば、子ども発達教育学科の音楽系授業においても共用できる(資料17)。なお、これらの施設の共用については、短期大学部幼児教育科との連携を密にし、 Semesterごとに共用計画を作成し、両学科の教育等に支障が生じないようにする。

5) 図画工作室

図画工作に関する教育については、6号館3階に最大60名収容可能な図画工作室と35㎡の準備室を整備する(資料18)。図画工作室は、教師用工作台(机)と学生用工作台(机)及び備品等を整備する(資料19)。本施設を主に使用する授業は、「子どもと表現Ⅱ(造形)」、「図画工作Ⅰ・Ⅱ」、「図画工作科教育法」であるが、粘土細工等に関する内容の授業では、短期大学部幼児教育科の図工色彩実習室を共用する。

図工色彩実習室は、短期大学部幼児教育科の授業で、現在、月曜日及び火曜日に使用しており、水曜日から金曜日までは使用されていないことから、子ども発達教育学科の図画工作関係授業の施設として共用できる(資料17)。なお、教具等に関しては、

特に共用して使用するものはない。

6) 体育施設

体育関係の授業は、屋外のグラウンドに加えて、新設する6号館のアリーナ及び5階のリズム室を使用する。アリーナは、バレーボールコートで3面、バスケットコートで2面、バドミントンコートで6面がとれるスペースである。なお、保育者や教員、特に小学校教員には授業等での水泳指導等が必須であり、体育関係の授業においては水泳指導に必要となる基礎的スキルや指導力を育成するための内容が含まれる。本学には、体育用のプールが設置されていないことから、水泳に関する授業については、本学に近接して設置されている広島市東区スポーツセンターのプール(通称「ビッグウェーブ」、日本水泳競技連盟公認の50mプール)において行う。なお、本プールは、現在、教養教育のスポーツ系科目においても使用している。なお、「体育科教育法」の授業は、講義室で行う。

体育関係の授業に必要な備品等は、現有備品の中でも共用が可能なものがあるが、不足する主要な備品については、開設時までには整備する(資料20)。また、5階の一部をリズム室としており、身体表現系の授業施設として使用する。なお、体育系の授業では、砂場(幅跳び等の使用)、鉄棒等の設備(器械体操等に使用)が必要になるが、これらは、現在、整備されていないことから、開設時までには整備することとする。

7) 家庭科実習室

「家庭」、「家庭科教育法」の授業は、講義室において行うが、授業の中で調理実習的な活動が必要になる場合には、短期大学部総合生活デザイン学科が使用している施設(調理実習室)を使用する。

8) 行動観察室及びプレイルーム

授業や研究において、乳幼児期の子どもの行動観察が必要な場合も想定されるが、そのために必要となる行動観察室及びプレイルーム等の施設については、比治山大学大学院現代文化研究科附属心理相談センターの施設を利用する(資料21)。本施設は、主に学外者を対象とした各種の心理相談及び大学院現代文化研究科臨床心理学専攻学生の教育・研修として利用しているが、行動観察室及びプレイルームについては、来談者の多くが児童生徒であり、使用する時間帯としては午後以降が圧倒的に多いことから、共用は十分に可能である。

9) 自習施設

現在、本学には、学生が自学自習できる施設(セミナー室)が8室ある。8室のうち、2室は最大20名の収容人員、6室は15名である。これらの施設は、時に少人数教育やゼミ等にも使用する場合もあるが、基本的には、学生が自由に使用できる自学自習のための施設である。また、図書館においても、自習スペースがある。これらは、子ども発達教育学科学生の自習施設として共用するが、6号館の中にも新たに共用施設として2室を確保し、授業時間外での学生の自習等に活用する。なお、子ども発達教育学科の学生の場合には、保育や教育実習の準備等のための施設が必要となることから、6号館1階に「学習室」を設置し、実習関係の自学自習スペースとする。

(c) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館は短期大学部との共用施設であり、利用サービス、蔵書構成、施設設備、組織等については短期大学部と一体的な運営を行っている。施設面積 1,243 m²、閲覧席数 165 席、蔵書数約 183 千冊、雑誌種類数約 2 千種、視聴覚資料約 6 千点であり、年間増加冊数は約 6 千冊である。

図書資料整備については学生の学習・研究活動支援を第一とし、まずカリキュラムに即したものと及び教育目的に沿ったものについて、一般基本図書のほか、専門科目図書、教職課程図書、教養科目図書等、バランスに留意して収集整備している。

短期大学部幼児教育科が昭和 45 年 4 月に設置されて以来、保育・幼児教育関係資料については、継続的に整備・充実を図ってきており、保育・幼児教育関係図書資料等は、現在、図書約 2 万冊、雑誌約 2 百種があり、これらの資料等は、子ども発達教育学科の教育研究においても、十分に活用できるものである。また、現代文化学部社会臨床心理学科が平成 16 年に設置されて以来、心理学関係資料も継続的、計画的に整備しており、現在、和洋図書合わせて約 5,600 冊、外国雑誌 17 種、国内雑誌 22 種があり、子ども発達教育学科における心理学関係の教育研究には、十分に活用できるものである。

しかし、子ども発達教育学科においては、初等教育に関する教育研究も行うことから、各教科の教科書等をはじめとした教育学関係図書、さらには福祉学関連図書、雑誌、視聴覚資料等については、学科開設時に整備するとともに、学年進行で継続的、計画的に整備していく予定である。なお、保育・幼児教育、教科教育学、心理学等、子ども発達教育学科の教育研究に必要な図書等についても、学科専任教員の意向を踏まえながら、開設後、継続的かつ段階的に整備することとする。なお、小学校の各教科の教科書については、現在、新しい教科書が作成されていることや、学習指導要領が改訂されることから、開設年度以降に整備することとする。

図書館の情報化については全蔵書の機械入力完了し、図書館ホームページにより利用案内、蔵書検索、リンク情報等学内外への一般公開を実施している。電子情報では国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル(GeNii)及び丸善ナレッジワーカーを導入し、論文情報、電子ジャーナル、雑誌コンテンツ等の提供を行っている。

電子ジャーナルに関しては、アメリカ心理学会(APA)編集による主要な心理学関係のジャーナルを電子化した PsycARTICLE(63 タイトル)を導入し(平成 21 年度)、最新の学術情報を提供する。また国立情報学研究所が提供する目録・所蔵情報総合目録データベース構築事業に参画し、目録所在情報サービスや図書館間相互貸借システムを利用して、利用者の情報収集活動を支援している。

なお、図書館施設として、6 号館の建設と併せて、平成 20 年度に閲覧席の拡充等を行うこととしているが、これにより閲覧席が現在の 165 席に加えて 63 席が増え(合計 228 席)、開架の書架が 17 架の増となる。

本学図書館は広島県大学図書館協議会、中国四国大学図書館協議会及び私立大学図書館協会に加盟し、緊密かつ迅速な相互協力体制のもと多様な図書館サービスに対応している。特に子ども発達教育学科については、学外の教育系諸機関との幅広い連携相互協力により学術情報収集活動を支援していくこととする。

また、図書館の社会貢献として広く一般利用者の自学・自習活動や生涯学習を支援す

るため一般公開を行い、広島県大学図書館協議会と広島県公共図書館との相互協力協定に参加し、サービスの向上に努めている。

ク 入学者選抜の概要

1) 入学者選抜の基本方針

子ども発達教育学科は、現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に理解する力を持ち、保育等の場において子どもの心身の健全な発達を支援できる高度な専門性と教育的実践力を有する人材の育成を目的としている。この目的に基づき、必要な基礎的学力を身につけ、多様な個性や能力を有し、保育や教育を始めとした乳幼児期・児童期の子どもの健全な発達を支援することに熱意と旺盛な意欲を持つ者を幅広く受け入れることをアドミッションポリシーとした入学者の選抜を行う。同時に、志願者の多様な資質能力を総合的に判断・評価することができる選抜方法を設定する。

- ① 現代社会における子どもの様々な生活課題、教育課題等に興味関心を持ち、その解決を究明するとともに、子どもの健全な発達を支援することに直接的にかかわることに意欲を持つ生徒を募集する。
- ② 保育所、幼稚園、小学校等における保育・教育の専門的職業人に求められる基礎的学力を身につけている生徒を募集する。
- ③ 子どもの理解を通して、地域社会の活性化や振興等に興味関心を持つ生徒を募集する。
- ④ 子ども発達教育学科の目的や教育内容等を広く情報発信し、多様な入学試験方法を工夫することによって、広範囲な地域の生徒を募集する。

2) 入学試験制度

入学者選抜は、以下の方法によって行うこととする。

① 一般入学試験

一般入学試験は、大学入学資格を有する者を対象に、以下に示す2種類の選抜方法で行う。また、受験機会を増やし、幅広く生徒等を募集するために複数回の試験を実施する。

i) 一般入試

個別学力検査[国語総合(古文・漢文は除く)、英語(英語Ⅰ・Ⅱ・リーディング)、数学Ⅰ]の成績に大学入試センター試験の成績を加えた総合点により合否を判定する。

ii) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試を希望する志願者は、センター試験成績を照会することにより判定する。

② 推薦入学試験

現代文化学部のこれまでの入試実績や地域性等を考慮しつつ、学習意欲の旺盛な者、子どもに対する興味関心を持つ者、特定の分野で優れた能力や成果等を持つ者等、幅広く生徒を受け入れるために以下に示す推薦入学試験を実施する。

i) 指定校推薦

現代文化学部及び短期大学部への入学実績や地域性等を考慮して決定した指定校から、一定の基準を満たし、推薦を受けるに足ると判断された志願者に対し、面接を行って判定する。

ii) 一般推薦

子ども発達教育学科の教育目的に沿った一定の基準を満たした者について、出身高等学校長の作成した調査書の全体平均評定値及び基礎適性検査の結果を総合して判定する専願推薦である。

iii) 公募推薦

本学の教育目的に沿った一定の基準を満たした者について、出身高等学校長の作成した調査書の全体平均評定値と基礎適性検査の結果を総合して判定する。

③ A0 入学試験

A0 入学試験は、学習意欲が旺盛で、幅広い分野で優れた能力や個性を持つ志願者への受験機会を広げるためのものであり、以下の2種類の試験を実施する。

i) 課題研究型 A0

学科があらかじめ課題図書を1冊提示し、課題図書を課題文とした小論文試験及び面接を行い、その内容等により可否を判定する。

ii) 体験授業型 A0

受験を希望する学科が行う2日間の体験授業を受講し、その後、体験した授業の感想文及び面接等を総合的に評価して可否を判定する。

iii) スタートアッププログラム(入学前教育)

A0 入試で合格した生徒に対しては、10月から翌年の3月までの間に学科ごとに特定のテーマのもとで来学による講義(休日等を活用)、課題レポートの提出等による入学前教育としてのプログラムを履修し(義務づけるものではない)、入学後の学習意欲の喚起を図るとともに、入学後の大学生活への円滑な適応を図る。

④ 社会人特別選抜試験

子ども発達教育学科の定員内で、社会人特別選抜試験を行う。社会人とは、以下に該当する者である。

平成21年4月1日現在、満年齢25歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者である。

i) 高等学校を卒業した者

ii) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

iii) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

募集人員は「若干名」とし、小論文と面接を総合して判定する。

⑤ 外国人留学生特別選抜試験

子ども発達教育学科の定員内で、外国人特別選抜試験を行う。日本国籍を有していない者で、出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者である。

i) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び平成21年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

ii) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者(国際バカロレ

ア資格、アビトゥア資格又はバカロレア資格取得者を含む)で、平成 21 年 4 月 1 日現在で 18 歳に達する者

募集人員は、「若干名」とし、小論文及び日本語能力試験、面接を総合して判定する。

⑥ 帰国子女特別選抜試験

子ども発達教育学科の定員内で、帰国子女特別選抜試験を行う。日本国籍を有する者で、出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者である。

i) 外国において、学校教育における 12 年の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む)を、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの者で、最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して正規の教育制度に基づく学校教育を外国において受けている者

ii) 外国において、原則として 2 年以上継続して正規の中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう)を受け、日本の高等学校の第 2 学年又は第 3 学年に編入学を認められた者で、平成 21 年 3 月に卒業見込みの者

iii) 国際バカロレア資格、アビトゥア資格又はバカロレア資格の資格証明書を平成 19 年又は平成 20 年に授与された者で、平成 21 年 4 月 1 日現在で 18 歳に達する者

募集人員は若干名とし、小論文、面接、成績証明書を総合して合否を判定する。

3) 入学試験区分別の募集人員

募集要項に明示する入学試験区分別の募集人員は、推薦入学試験で 20 名(定員の約 29%)、A0 入試で 10 名(定員の約 14%)、一般入試で 30 名(定員の約 43%)、大学入試センター試験利用入試で 10 名(定員の約 14%)とする。

ケ 取得可能な資格

子ども発達教育学科は、現代社会における子どもについて多面的、総合的理解を深め、乳幼児・児童期にある子どもの生活や学習支援に直接間接に貢献できる人材育成を目的とし、この目的を達成するために幅広い学問分野からなる授業科目を開設している。これらを学んだ学生の多くは、卒業後は、子どもの発達支援や教育等にかかわる幅広い職業分野(保育士、幼稚園教諭等)を選択することになるが、学生の卒業後の進路を最大限に保障するために、開放制養成の趣旨を踏まえて、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の資格取得が可能となる教育課程を編成する。

(a) 取得可能な資格

取得可能な資格は、次のとおりである。なお、いずれの資格も、卒業要件として取得を義務づけるものではない。

- ① 保育士
- ② 幼稚園教諭一種免許状
- ③ 小学校教諭一種免許状
- ④ 学校図書館司書教諭
- ⑤ レクリエーション・インストラクター

(注)1 学校図書館司書教諭資格取得については、子ども発達教育学科の専門教育科目としては開設せず、現代文化学部の教育職員免許状が取得できる学科に資格科目として開設する。

2 (財)日本レクリエーション協会の「公認指導者資格認定規程」に定める所定の単位を履修した場合に得られる資格である。本学の場合には、共通教育科目で開設する「レクリエーション概論」(2単位)、「レクリエーション実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(各1単位)、「ボランティアワークⅠ・Ⅱ」(各2単位)を履修すれば、所属学科のいかんにかかわらず取得できる。

(b) 実習の具体的計画

子ども発達教育学科における学外実習は、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の取得に必要な実習である。具体的な実習計画は、以下のとおりである(資料 22-1, 22-2)。

1) 保育実習

保育士資格取得のために必要となる実習で、「保育実習指導」(1単位)、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」(4単位)、「保育実習Ⅱ(保育所)」(2単位)、「保育実習Ⅲ(施設)」(2単位)から構成されている。保育士資格取得のためには、「保育実習指導」、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」は必修で、加えて「保育実習Ⅱ(保育所)」又は「保育実習Ⅲ(施設)」のいずれかを選択履修しなければならない。

① 「保育実習指導」(1単位、2年次前期)

本授業は、保育士資格取得に必修となる「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」及び選択必修である「保育実習Ⅱ(保育所)」、「保育実習Ⅲ(施設)」を履修するための事前指導の科目である。2年次前期に開設し、実習担当教員に加えて学外講師(児童福祉施設や保育所職員等)により、保育実習の意義や目的、実習における学習課題、実習記録の作成方法、実習の心得や態度等について理解させることを目的としている。授業では、保育所や施設等の見学を含めていることから実習科目として開設する。成績評価は、出席状況とレポートで総合評価し、「不可」となった場合には、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」の履修はできないものとする。「可」の場合には、保育実習の履修資格はあるが、実習前には、実習担当教員及びチューターによる個別指導を行うこととする。

「保育実習指導」の履修資格は、1年次に開設する保育士資格取得に必要な科目11科目を履修していることとする。

② 「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」(4単位、2年次前後期)

「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」の内容は、保育所実習10日間、児童福祉施設実習10日間(いずれも連続した10日間)から構成されている。本実習の目的は、保育所及び児童福祉施設等における保育の対象となる幼児児童の実態把握、保育者に求められる基礎的な保育実践力の育成、保育所や施設における保育者の職務の理解、さらには保育者としての使命感の涵養等である。

保育所実習は、2年次前期の夏季休暇中(8月～9月)の間に、広島市内の公立保育園(子ども発達教育学科実習生の受け入れを承諾した保育園)で行う。1年次前期から保育士資格取得に必要な科目を開設することから、入学直後にガイダンスを行い、保育

士資格取得に必要な実習計画を説明し、保育士資格の取得を希望する学生について、受け入れ施設と事前に受け入れ可能学生数や時期等を調整し、各施設に学生を配属させる。担当教員は、期間中、一回以上は実習施設に出向き、学生の実習状況を把握するとともに、必要な指導・助言を行う。

施設実習は、2年次後期の春休暇(2月～3月)の間に、受け入れ施設と受け入れ学生数や時期等を調整して10日間の実習を行う。前期の保育所実習を受講した学生が履修する。担当教員は、期間中、1回以上は各施設を巡回訪問し、学生の実習状況を把握するとともに、必要な指導・助言を行う。

「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」の履修条件は、2年次前期に開設する「保育実習指導」及び保育士資格取得に必要な科目5科目を履修登録し、1年次に履修した保育士資格取得科目が原則としてすべて「可」以上であることとする。「不可」の科目があった場合には、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が当該学生の各授業科目の成績状況、チューター及び実習担当教員の意見等を総合して履修の可否を判定する。

「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」の成績判定は、前期の保育所実習、後期の施設実習それぞれについて実習施設長(又は実習指導者)による評価(大学が定めた評価表)及び学生が作成した実習記録及び各実習終了後に提出するレポートを総合して行う。

なお、保育所及び施設実習が終了した段階で(2年次後期、3月末)、実習担当教員による事後指導及び学生による実習の発表会等を実施するとともに、3年次に履修する「保育実習Ⅱ(保育所)」、「保育実習Ⅲ(施設)」のいずれを履修するかについて学生の希望を聴取するとともに、受け入れ施設の確保と受け入れ人数、時期等を調整する。

③ 「保育実習Ⅱ(保育所)」(2単位、3年次前期)

保育所での実習を希望する学生が、夏季休暇中に連続した10日間の通所による実習を行うものである。希望する学生を受け入れ施設と人数や時期等を調整し、指定された保育所で実習する。

本実習の履修資格は、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」を履修し、成績が「不可」でないこと、及び2年次に開講する保育士資格取得に必要な10科目を履修し、原則として全ての科目の成績が「可」以上であること、3年次に開講する保育士資格取得に必要な科目を履修登録していることとする。なお、「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」が「可」の学生については、実習担当教員及びチューターが実習前に個別指導を行うこととする。また、履修科目に「不可」がある場合には、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が各授業科目の成績状況や実習担当教員及びチューターの意見等を総合して履修の可否を判定する。

「保育実習Ⅱ(保育所)」の成績判定は、実習施設長の評価、学生の実習記録及び実習終了後のレポートを総合して行う。

④ 「保育実習Ⅲ(施設)」(2単位、3年次後期)

社会福祉施設等での実習を希望する学生が3年次後期の春休暇中(2月～3月)に指定された施設において10日間の施設実習を行うものである。なお、施設の様態によっては、通所の場合のみならず、宿泊を伴う場合もある。本実習の履修資格及び成績判定は、「保育実習Ⅱ(保育所)」と同様である。

2) 教育実習

幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の取得に必要な実習であり、「教育実習指導」、「教育実習Ⅰ(小学校)」、「教育実習Ⅱ(小学校)」、「教育実習Ⅲ(幼稚園)」、「教育実習Ⅳ(幼稚園)」からなり、学生は、取得を希望する免許状に応じて必要な実習を選択履修する。小学校教諭一種免許状の取得を希望する場合には、「教育実習指導」に加えて、「教育実習Ⅰ(小学校)」及び「教育実習Ⅱ(小学校)」を、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する場合には、「教育実習指導」に加えて、「教育実習Ⅲ(幼稚園)」及び「教育実習Ⅳ(幼稚園)」を選択履修する。

① 「教育実習指導」(1単位、2年次前期)

本実習は、「教育実習Ⅰ～Ⅳ」を履修するための事前指導の科目であり、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状の取得を希望する学生が履修し、2年次前期に開設する。2年次前期に開設する意図は、教職を志望する学生に対して早い時期から目的意識を明確にさせるとともに、教育実習と免許状取得に必要な授業科目との関連性の理解を促すことである。

授業内容は、実習担当教員や付属幼稚園教員、さらには学外講師等により、幼稚園及び小学校における教育実習の意義、目的、内容、方法、実習記録の作成の方法、実習の心得、態度等に関する基礎的理解を促すものである。教育実習指導の履修資格は、1年次に選択科目として開講する小学校教諭一種免許状の取得に必要な「算数Ⅰ」、「社会Ⅰ」、「教職入門」を履修していることとする。

成績判定は、出席状況とレポートを総合して行う。なお、本科目で「不可」となった場合には、「教育実習Ⅰ(小学校)」、「教育実習Ⅲ(幼稚園)」のいずれの履修もできないものとする。また、「可」の判定を受けた学生については、実習担当教員及びチューターによる個別指導を行う。

② 「教育実習Ⅰ(小学校)」(2単位、3年次後期)

本実習は、小学校における2週間の実習であり、観察による児童生徒の学習状況や教員の職務実態、学校運営等に関する基礎的な理解を促すとともに、授業実践等を行い、授業実践に必要な基礎的知識や技能の修得を目的とする。実習時期は、3年次後期(9月～10月)とする。

「教育実習Ⅰ(小学校)」の履修資格は、「教育実習指導」を履修して成績が「可」以上であること、2年次に選択科目として開講する小学校教諭一種免許状取得に必要な9科目を履修し、原則として履修した科目全ての成績が「可」以上であることとする。なお、「不可」の科目があった場合には、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が成績状況、実習担当教員及びチューターの意見等を総合して履修の可否を判定する。

③ 「教育実習Ⅱ(小学校)」(2単位、3年次後期)

「教育実習Ⅰ(小学校)」に引き続いて行う2週間の実習である。「教育実習Ⅰ(小学校)」の成果の定着を図るとともに、指導案の作成や授業実習、さらには学級指導等、小学校教員に必要な実践的指導力の育成を目的として行う。「教育実習Ⅰ」が終了する1日前に、実習校長は、実習指導者及び学級担任教師からの実習生の実習状況等の報告をもとに、引き続いて実施する「教育実習Ⅱ」の履修の可否を判定し、「否」と判定された場合には、「教育実習Ⅱ」の履修はできないものとする。この場合には、「教

育実習Ⅰ」の成績は不可とする。

「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」の成績判定は、実習校長(又は実習指導教員)による評価、学生が作成した実習記録、実習終了後に学生が提出するレポート等を総合し、それぞれについて単位認定を行う。

「教育実習Ⅰ(小学校)」、「教育実習Ⅱ(小学校)」は、原則として同一学校において行う実習であり、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が学生の希望等を参考として実習校を確定し、事前に実習校の実習担当者の実習時期等の調整を行う。また、実習担当教員が各実習校に巡回し、実習生の状況の把握や指導・助言等を行う。

④ 「教育実習Ⅲ(幼稚園)」(2単位、3年次前期)

幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する学生が附属幼稚園及び公立・私立幼稚園において行う2週間の実習であり(5月～6月)、幼稚園における幼児の生活、幼稚園教育、幼稚園教員の職務等の実態の理解を促すとともに、保育実践を通して幼稚園教員に必要なとなる基礎的知識や技能の修得を目的として行うものである。なお、附属幼稚園では短期大学部幼児教育科の幼稚園実習も行うが、同学科の実習は6月中旬から実施しており、重複することはない(資料23)。

実習期間に、担当教員が定期的に巡回訪問し、実習状況を把握するとともに必要な指導・助言等を行う。実習の成績判定は、実習施設長の評価、学生の実習記録及びレポート等を総合して行う。本実習の履修資格は、「教育実習指導」の成績が「可」以上であることと、2年次までに開設する幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目20科目を履修し、原則として全ての科目成績が「可」以上であることとする。なお、「不可」の科目があった場合には、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が成績状況、実習担当教員及びチューターの意見等を総合して履修の可否を判定する。

⑤ 「教育実習Ⅳ(幼稚園)」(2単位、4年次前期)

本実習は、「教育実習Ⅲ(幼稚園)」と同様、幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する学生が公立・私立幼稚園において行う2週間の実習で、4年次の前期(6月～9月)に履修する。「教育実習Ⅲ(幼稚園)」の成果の定着を図るとともに、幼稚園教員に必要な基礎的実践力の修得を目的とする。

「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が学生の希望や通学条件等を考慮して実習園を決定し、事前に各実習園の実習指導者と実習時期や受け入れ学生数等の調整を行う。また、実習担当教員は、定期的に実習園を巡回訪問し、学生に対して必要な指導・助言を行う。

本実習の履修要件は、「教育実習Ⅲ(幼稚園)」を履修し、成績が「可」以上であること、3年次に開設する幼稚園教諭一種免許状取得に必要な6科目を履修し、原則としてこれらの科目の成績が全て「可」以上であることとする。「不可」の科目があった場合には、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が成績状況、実習担当教員及びチューターの意見等を総合して履修の可否を判定する。

成績判定は、実習施設長による評価、学生の実習記録及び実習終了後に提出するレポート等を総合して行う。

⑥ 「介護等体験指導」(1単位、3年次前期)

小学校教諭一種免許状取得に必要な「介護等体験」の事前指導を行う科目であ

る。集中講義形式で二人の授業担当教員が介護等体験の必要性や趣旨、目的、さらには介護等体験に参加する際の心構えやマナー等に関する指導を行う。なお、講義の中では、特別支援学校及び社会福祉施設の職員を特別講師として招聘し、特別支援学校及び社会福祉施設の概要について説明する。成績評価は、出席状況及び学生に提出させるレポート等を総合して行い、「不可」の場合には、介護等体験の参加資格を与えない。

介護等体験の実施については、「広島地区教育実習研究連絡協議会（広島市内の公私立大学・短期大学で組織）」において、各年度別に参加学生数を調査し、広島県教育委員会及び広島県社会福祉協議会と連携して、特別支援学校及び社会福祉関係施設への学生の派遣（人数及び時期等）を調整・決定している。

3) 実習先の確保の状況

- ① 保育士資格の取得にかかわる保育実習のうち、保育所実習については、広島市立保育所 88 か所及び私立保育所 25 か所において実習を行う計画であり（資料 24）、既に各保育所から実習生の受け入れ承諾を得ている。また、児童福祉施設についても、広島市及び近郊に設置されている 14 施設において実習を行う計画であり（資料 25）、各施設からの受け入れ承諾を得ている。
- ② 幼稚園教諭一種免許状の取得にかかわる幼稚園実習については、付属幼稚園に加えて、広島市内にある私立幼稚園（3 園）及び広島市、東広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、廿日市市の各市教育局委員会が所管する公立幼稚園において行う計画であり、3 私立幼稚園及び上記の各市教育局委員会から教育実習生受け入れの承諾を得ている。
- ③ 小学校教諭一種免許状の取得にかかわる小学校実習については、広島市、東広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、廿日市市、三次市の各市教育局委員会から、それぞれの市が所轄する小学校において実習生の受け入れについての承諾を得ている。実習は、原則として母校で行うが、母校実習が困難な学生又は母校以外での実習を希望する学生については、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が上記の各市教育局委員会との連携のもとで、学生の居住地等を考慮し、実習校を決定することとする。

4) 実習水準の確保の方策

以下に示す方策をとることによって、実習水準の確保を図る。

- ① 保育実習、幼稚園実習及び小学校実習の履修要件として必要な履修科目数等を設定し、これらの要件を満たさない場合には、実習の履修登録ができないものとする。
- ② 実習履修要件を満たしている者についても、履修科目の成績が芳しい状況ではない者については、実習担当教員及びチューターによる個別指導を行い、実習に参加させる。
- ③ 実習期間中は、実習担当教員が各実習施設（実習校）を定期的に巡回し、実習施設長（又は実習指導担当職員）に学生の実習状況について報告をもらい、随時、学生に対する指導・助言を行う。

5) 実習先との連携体制

実習先との連携は、以下のとおりである。

- ① 保育士資格取得にかかわる実習については、実習施設長又は保育士資格を有する施設職員の中から「実習指導者」を定めてもらい、「子ども発達教育学科学外実習運営委

員会」と実習受け入れ依頼から終了まで緊密な連携をとる。実習期間中は、保育実習担当教員が定期的に巡回指導を行い、各実習施設長又は実習指導者と実習に関する情報交換、あるいは学生に対する指導・助言を行う。

また、実習終了後の事後指導も、必要に応じて実習施設長又は実習指導者を招致し、学生の指導に参画する。

- ② 付属幼稚園における実習については、子ども発達教育学科の実習担当教員と園長(又は実習指導者)が、実習計画の策定や実習指導等において緊密な連携を保つ。また、公立・私立幼稚園における実習については、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が実習施設長(又は実習指導者)と実習の受け入れ依頼から終了まで密接な連携を保つ。また、実習期間中には、実習担当教員が定期的に巡回指導を行い、実習施設長又は実習指導者との情報交換、さらには学生に対する指導・助言等を行う。
- ③ 小学校教諭一種免許状の取得にかかわる小学校実習については、実習生を配属した学校長に職員の中から「実習指導者」を定めてもらい、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が実習の受け入れ依頼から終了まで密接な連携を保つ。また、実習期間中は、実習担当教員が定期的に巡回指導を行い、実習校長又は実習指導者と情報交換、さらには学生に対する指導・助言を行う。
- ④ 保育・教育実習全般について、実習先との連携体制を恒常的に維持し、実習の教育効果を高めるために、子ども発達教育学科に、下記に示す「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」を設置し、実習全般にわたる企画・運営等(危機管理を含む)を行う。
- ⑤ 「子ども発達教育学科学外実習委員会」の組織と所掌事項は、以下のとおりである。

i) 組織

委員長には、子ども発達教育学科主任を持って充て、委員は、保育実習及び教育実習担当教員(授業担当教員)に加え、委員長が指名した学科専任教員(複数)及び教職指導センター長、短期大学部幼児教育科学科主任とする。教職指導センター長を委員とする理由は、現代文化学部言語文化科学科学生の教育実習(中高等学校の実習)及び介護等体験の運営等を同センターが担当しているからである。また、短期大学部幼児教育科学科主任を委員とする理由は、同学科においても保育実習や幼稚園実習を行っており、子ども発達教育学科の実習と実習施設が重複する場合もあり、調整が必要となることも想定されるからである。

ii) 所掌事項

- ・ 保育実習及び教育実習の年間実施計画の策定
- ・ 受け入れ施設との連携
- ・ 実習時における危機管理対応
- ・ 実習参加資格の判定及び実習の単位認定
- ・ 補講計画の策定(授業担当教員が個別的判断では対応できない場合)
- ・ その他、実習の円滑な遂行にかかわる事項

6) 教員の配置並びに巡回指導計画

① 保育実習の教員配置及び巡回指導計画

「保育実習Ⅰ(保育所・施設)」については2名、「保育実習Ⅱ(保育所)」は1名、「保育実習Ⅲ(施設)」は1名の実習担当教員をそれぞれ配置する。実習担当教員は、担当

する実習を履修する学生に対する事前ガイダンス等を行うとともに、実習期間中の巡回指導の責任者となるが、同時期に複数の施設で実習が行われることになることから、2名の実習担当教員の他に2名の専任教員を加えて「保育実習巡回指導部会」を設置し、各実習における巡回指導計画を作成し、巡回指導を担当する。巡回指導の時期及び回数等については、実習担当教員が事前に各実習施設の実習指導者と協議して決定する。

② 教育実習の教員配置及び巡回指導計画

i) 教育実習Ⅰ・Ⅱ(小学校)の教員配置及び巡回指導計画

「教育実習Ⅰ・Ⅱ(小学校)」については、実習担当教員を1名配置する。実習が主には母校実習となることから、同時期に複数校で実習が行われることが予想されるので、実習担当教員に3名の専任教員を加えた「小学校実習巡回指導部会」を設置し(保育実習巡回指導部会教員とは重複しない)、巡回指導を担当する。巡回指導は、「教育実習Ⅰ・Ⅱ(小学校)」それぞれについて、期間中、2回行うが、学生が研究授業等を行う場合には、必ず巡回指導を行う。

実習担当教員が各実習校の実習指導者と事前に巡回指導の時期及び回数等を協議して巡回指導計画を作成し、この計画のもとに部会の教員が巡回指導を行う。各教員が行った巡回指導の状況等については速やかに実習担当教員に報告する。

ii) 「教育実習Ⅲ・Ⅳ(幼稚園)」の教員配置及び巡回指導計画

「教育実習Ⅲ・Ⅳ(幼稚園)」については、実習担当教員を1名配置し、この教員が巡回指導を担当する。「教育実習Ⅲ・Ⅳ(幼稚園)」とともに、実習担当教員に2名の専任教員を加えた「幼稚園実習巡回指導部会」(保育実習巡回指導部会及び小学校実習巡回指導部会教員とは重複しない)を設置し、巡回指導を担当する。巡回指導の時期や回数等については、あらかじめ、実習担当教員が各実習園の実習指導者と事前に打ち合わせて巡回指導計画を作成する。

7) 実習施設における実習指導者の配置計画

- ① 保育所実習については、各実習施設において、施設長又は施設長が指名した保育士資格を有する専任職員を実習指導者として配置する。
- ② 施設実習については、施設長又は施設長が指名した専任職員を実習指導者として配置する。
- ③ 幼稚園実習については、実習園長又は園長が指名した専任教員を実習指導者として配置する。付属幼稚園実習については、副園長を実習指導者とする。
- ④ 小学校実習については、学校長が指名した専任教員を実習指導者として配置する。
- ⑤ 「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」は、各施設・学校に配置した実習指導者との連携のもとで、実習計画の作成、実習時期の決定、実習学生の配属等を行う。また、巡回指導については、実習指導者と各実習担当教員が事前に協議し、巡回指導計画を策定する。

8) 成績評価体制及び単位認定方法

保育実習、教育実習ともに、成績評価については、実習施設長・実習校長又は実習指導者による実習生の評価(本学が定めた評価表による評価)、学生の実習記録及び各実習終了後に提出するレポート等を総合して行い、単位認定を行う。単位認定については、

各実習の実習担当教員が成績評価を行い、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」において単位認定を行う。

9) 実習期間における危機管理体制

実習の履修に際しては、実習施設への行き帰りにおける交通事故、実習施設における不慮の器物破損、さらには実習学生による児童等に対する不慮の傷害事故、あるいはまた、実習学生の実習施設の諸規則の逸脱等が発生する可能性がないわけではない。また、病気等により実習を継続することができない事態も想定される。これらの事件・事故が生じないように、「教育実習指導」(2年次前期、1単位)において教育実習の意義や目的等に加えて、実習生として守るべきルールや事件・事故防止及び発生した場合の対処方法等について指導する。また、実習が開始される直前のガイダンスにおいても、授業担当教員から注意喚起を促すなど、指導の徹底を図る。

実習期間での学生自身の事故、実習施設の器物の破損、不慮の対人傷害等に対応するために、子ども発達教育学科学学生については、入学時に「学生教育研究災害傷害保険」に加えて「学生教育研究災害賠償責任保険」の加入を義務づける。

本学は、大学全体(附属幼稚園を含む)の危機管理体制を整備しているが、この体制の下で、実習期間における学生の事件事故等への迅速、かつ適切な対応は、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」が行う。

10) 実習による授業欠席の補講措置

実習によっては、履修している授業を欠席しなければならないことも起こる可能性がある。病気等による欠席ではないことから、実習によって授業を欠席した場合には、授業時間数の確保ということから、別途、補講を行うことを原則とする。補講措置については、学生の要望や授業担当教員の職務状況等を勘案し、「子ども発達教育学科学外実習運営委員会」において決定する。なお、授業担当教員個人の判断で補講措置が採れるようにするために、子ども発達教育学科学においては、各期の毎月の土曜日及び夏季、冬季及び春季休暇の中で1日を補講日として設定し、実習によって授業を欠席した学生に対する補講を確実に実行する。

なお、祝祭日等により、全学的に授業回数が不足する曜日については、あらかじめ教務委員会が振替授業日を設ける。

コ 企業実習など学外実習の具体的計画

企業実習等は、子ども発達教育学科学の専門教育科目としては開設しないが、現代文化学部の共通教育科目として開設する「インターンシップ A」(1単位)又は「インターンシップ B」(2単位)を履修した場合には、共通教育科目の履修単位となる。

「インターンシップ A」は期間が7日以内で、企業等における職務の実態の理解、さらには自己の職業適性の発見を主たる目的としている。「インターンシップ B」は、7日を超えるもので、職務等の理解とともに、実際の職業生活に必要な基礎的な職務遂行能力の修得を目的としている。

インターンシップについては、就職委員会及びキャリア支援室が、企業や広島県教育委員会等の諸機関と受け入れ先や実習期間等について調整・決定し、受け入れ機関と実

施期間等を学生に周知する。学生は、希望するインターンシップ先を選択し、就職委員会及びキャリア支援室が学生個々人と面接してマッチング等を行い、派遣先を決定するとともに、履修登録を行う。

インターンシップ期間中は、就職委員会委員及びキャリア支援室職員が随時、受入れ先を訪問して学生の活動状況等を把握するとともに、必要に応じて指導等を行う。インターンシップの成績判定は、派遣先の評価書(大学が作成した書式)、終了後の発表、学生が提出するレポートを総合して行う。

なお、「子どもの発達と教育・保育実践」科目群の「学校支援ボランティア」科目は、本学が広島市教育委員会との覚書の下で実施している「大学生による学校支援ボランティア活動」への参加を単位化した授業科目で(資料 26)、1年次から4年次までに開講し、同一セメスターにおいて30時間以上、同一の学校へのボランティアに参加した場合に単位として認定するものである。成績判定は、学生が参加した学校長の所見、学生のレポート等を総合して行う。

学校支援ボランティアについては、教職指導センターが窓口となり、広島市内の小学校からの派遣依頼を受けて、学生に周知する。参加学生が決定した場合、授業担当教員が事前ガイダンスを行うとともに、派遣期間中は、学校長と定期的に電話等で学生の活動状況を把握し、必要に応じて訪問指導を行う。

サ 昼夜開講制

該当なし

シ 編入学の具体的計画

1) 編入学定員を設ける趣旨及び理由

子ども発達教育学科において、3年次に編入学定員を設ける趣旨及び理由は、以下のとおりである。

- ① 大学、短期大学、専門学校卒業生へ広く学習機会を提供する。
- ② 大学の門戸を広く社会に開放し、地域の生涯学習の推進に貢献する。
- ③ 本学園短期大学部卒業生へ学習機会を提供する。

2) 編入学年次と編入学定員

編入学年次は3年次の年度当初とする。編入学定員は、10名とする。

3) 編入学学生募集の対象

- ① 大学又は短期大学を卒業した者
- ② 大学に2年以上在学し、62単位以上の単位を修得した者
- ③ 専門学校(修業年限2年以上の課程の修了に必要な総授業数が1,700時間以上)

4) どのような人材を養成するか

- ① 現代社会における子どもの多面的な理解を一層深めたいと希望する者
子どもの発達を地域・文化等の視点から幅広く理解する力を養い、地域社会における子育て支援、さらには地域づくり等に指導的役割が發揮できる人材を育成する。
- ② 子育てや教育にかかわる高度な実践力の習得を希望する者

子どもの生活支援や学びにかかわる専門的な知識や技能、さらには高度な実践力を身につけ、地域社会や教育機関等において活躍できる人材を育成する。保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状の取得も可能とするが、既修得単位の読替え等によっては、卒業要件 124 単位ではこれらの資格取得ができない場合もある。

5) 選抜の方法

比治山大学編入学規程に基づき、志願者に対しては、学力検査、面接、健康状態及び在学中の大学等の学業成績により、総合的に選考を行い、教授会で合否判定を行う。

6) 既修得単位の認定方法

- ① 既修得単位については、編入学生が本学に入学する以前に在学した大学、短期大学及び高等専門学校において修得した単位について、62 単位を上限として本学を卒業するために必要な単位として認定する。
- ② 編入学した学生は、入学試験に合格し、所定の入学手続きを行う際に、既修得単位の認定を希望する科目リストを提出する。既修得単位の認定については、子ども発達教育学科の既修得単位の読替表に基づき(資料 27)、個別に認定する。
- ③ 保育士資格科目については、厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準(第二・5)」により、入学前に履修した保育士資格取得科目は 30 単位を超えない範囲で読替えるものとする。
- ④ 幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状取得に必要な科目については、「教育職員免許法施行規則第 17 条の 7」に従って既修得単位の読替えを行う。
- ⑤ 入学する学生からの希望に基づいて、教授会は、読替える科目を確定するとともに成績判定を行って既修得単位の認定を行う。
- ⑥ 読替表で対応が難しい科目については、入学前に履修した科目の内容、シラバス等に基づいて、読替えの可否等を判定する。
- ⑦ 編入学後は、本学の定めるカリキュラムに従って、編入学時に認定された単位を含めて卒業要件である 124 単位以上を修得しなければならない。

7) 履修指導方法及び教育上の配慮

編入学直後に個別面談を行うとともに指導教員(チューター)を配置し、指導教員の指導・助言のもとで教育課程において十分な学習成果が挙げられるように履修計画を作成する。既修得単位認定の結果をもとに、履修上不利にならないように、卒業に必要な科目、資格取得に必要な科目、その他履修が望ましい科目等を調整し、3・4 年次の履修計画を立てる。この履修計画のもとに、指導教員が個別に履修・学習指導等を行う。

保育士資格、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状の取得を希望する学生の入学も予想されるが、既修得単位の読替えについては、厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」、「教育職員免許法施行規則」の規定による制限があることから、既修得単位の読替えによっては 124 単位では取得できない場合も予想される。また、履修単位の上限設定により(3・4 年次ともに 48 単位)、124 単位を超えた追加履修によっても取得できない資格も予想される。したがって、募集要項等に既修得単位の読替えについては、詳細な情報を提示するとともに入学試験前に受験ガイダンスを行い、入学後の履修上のトラブルが生じないようにする。

子ども発達教育学科への編入学を希望する学生は、主には短期大学において保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得している者であると予想されるが、いずれか一方の資格しか取得していない者、さらにはいずれの資格も取得していない者の入学も考えられる。また、既修得単位の読替え、さらには既取得資格や入学後に取得を希望する資格等によって編入学後の履修科目は多様であることが予想されることから、編入学の学生に対しては、履修モデルを提示しながら(資料 28)、きめ細かい履修指導を行う。

ス 学部、学科等の別地設置

該当なし

セ 社会人を対象とした教育の実施

該当なし

ソ メディアを活用した教育の教室外での実施

該当なし

タ 通信教育の実施

該当なし

チ 管理運営

教学面における管理運営は、教授会を中心に行っている。教授会の構成員、審議事項等は、以下のとおりである。

1) 教授会

① 教授会の構成員

構成員は、学長、副学長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教である。

② 教授会の審議事項

教授会の審議事項は、以下のとおりである。

- ・ 教育課程及び授業に関する事項
- ・ 学則及び学内諸規程に関する事項
- ・ 学生の入学、退学、編入学、転科、転専攻、留学、休学、復学、除籍及び卒業に関する事項
- ・ 学生生活と福利厚生に関する事項
- ・ 学生の賞罰に関する事項
- ・ 予算に関する事項
- ・ 教員の研究活動に関する事項
- ・ その他重要な事項

③ 教授会の召集

教授会は、毎月 1 回、定期的に開催し、学部長が召集する。なお、緊急に審議する必要がある事項が生じた場合には、臨時教授会を開催する。

④ 大学運営委員会の開催

教授会の審議を円滑に行うために、事前に（教授会開催の1週間前）運営委員会を開催し、教授会の審議事項についてあらかじめ検討する。運営委員会の構成員は、学長、副学長、図書館長、学部長、学科主任及び事務局長で組織し、必要に応じて教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、教育広報委員会、国際交流委員会、評価委員会等の委員長等を加える。

2) 人事教授会

教員の選考（採用、昇任）については、教授のみを構成員とする人事教授会において審議・決定している。

① 人事教授会の構成員等

② 人事教授会は、学長、学部長及び専任教授で組織し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

② 人事委員会の設置

人事教授会のもとに人事委員会を置き、教員の採用・昇任等を行う場合には、人事委員会において具体的な教員審査を行い、人事教授会に提案する。人事委員会は、学部長（委員長）、学科主任、学部長が指名する教授2名で組織する。なお、選考対象教員の審査については、人事委員会の下に教員選考委員会をおき、具体的な審査を行ない、選考委員会委員長がその結果を人事委員会に諮り、人事教授会で審議・決定する。教員選考委員会は、主査1名及び委員2名で組織する。

3) 教授会以外に関連する委員会等

① 大学運営戦略本部

大学、大学院及び短期大学部の中長期的視点からの改革等を推進していくために必要な諸施策を企画するとともに、調整機能を強化することを目的とした組織である。

構成員は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、大学事務局長、法人事務局長、学長室長である。本部会議は、月2回、定期的で開催し、①大学及び短期大学部の中長期的ビジョンの策定、②緊急課題に対する諸施策の企画立案、③大学広報戦略の確立、④自己点検・評価及び第三者評価への対応等について審議する。

本部会議において審議した事項については、随時、教授会に提案し、教授会の議を経て決定している。

② 各種委員会

教授会のもとには、①教務委員会、②学生委員会、③就職委員会、④教育広報委員会、⑤入試委員会、⑥国際交流委員会、⑦紀要委員会等を置き、それぞれ委員会が所掌する事項について審議し、教授会の審議事項として提案したり、報告している。

4) 教養教育推進部(平成21年度から共通教育推進部)

教養教育については、平成16年度の教養教育改革において大学・短期大学部合同実施としたことから、教養教育のカリキュラム編成、担当教員の選考等、教養教育の運営を円滑に行うための組織として、教養教育推進部を設置し、そのもとに教養教育推進委員会を置き、具体的な教養教育の運営を行っている。

なお、平成21年度から教養教育を共通教育に名称を変更することに伴い、教養教育推進部は、共通教育推進部に名称変更することとしている。

① 教養教育推進部(平成 21 年度から共通教育推進部)

副学長(教育学生担当)を部長とし、学長指名による副部長を置き、教養教育の推進に関する重要事項を所掌する。

② 教養教育推進委員会(平成 21 年度から共通教育推進委員会)

教養教育推進部のもとに設置する委員会で、①教養教育の企画・立案、②教育課程の編成、③教養教育の担当教員の決定(非常勤講師の人事を含む)、④教養教育の点検評価等について審議・決定する。

委員は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、教養教育推進部長及び副部長、教務委員長、各学科主任、事務局長、学生支援室長、学長が指名する専任教員若干名であり、教養教育推進部長が委員長となる。

ツ 自己点検・評価

1) 自己点検・評価の目的等

現代文化学部では、平成 6 年度の開学以来、教育・研究・校務・社会的活動等について独自の方法により自己点検・評価を行ってきた。その後、平成 14 年度からは学生による授業に関するアンケート調査を採り入れるなど改善を進めてきたが、平成 16 年度から学校教育法の一部改正により、認証評価機関による第三者評価が義務化されたことに対応し、全学的な実施体制を整備した。なお、現代文化学部は、(財)日本高等教育評価機構により、平成 20 年度に認証評価を受ける計画である。

本学においては、自己点検・評価を、本学が建学の精神・理念に則り、高等教育機関としての社会的使命を果たしているかを教職員自らが凝視し、大学運営の改革・改善に活かしていく重要な活動であると位置付けている。

学則第 2 条において、「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と規定している。

2) 実施体制

自己点検・評価及び第三者評価に、理事会、大学・大学院、短期大学部が一体となって取り組む必要があるため、平成 18 年度から、学長を本部長とする大学運営戦略本部を設置し、その下に「比治山大学評価委員会」を置いている。同委員会は評価活動を指揮・管理し、報告書の作成、学生へのアンケート、教職員研修等を行う。委員長には、副学長(経営企画担当)を充てている。

3) 実施方法

自己点検・評価は、平成 18 年度から認証評価機関の(財)日本高等教育評価機構が定める「大学評価基準」、「報告書作成ガイド」等に沿って実施しており、委員会に「大学部会(大学院含む)」、「短大部会」、「事務部会(法人事務局含む)」を設置して、これら部会が点検・評価の実務を行い、報告書案を作成し、教授会の審議を経て教員等に配付している。

4) 評価項目

評価項目は、比治山大学点検・評価規程において、次の 11 項目を定めている。

①建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 ②教育研究組織 ③教育課程

- ④学生 ⑤教員 ⑥職員 ⑦管理運営 ⑧財務 ⑨教育研究環境 ⑩社会連携
⑪社会的責務

5) 評価結果の公表・活用

自己点検・評価結果は、平成6年度から自己点検・評価報告書『比治山大学の現状と課題』として刊行してきたが、平成17年度から『自己点検・評価報告書』とし、全教員、職員(各課に一定部数)及び役員・評議員に配付している。自己点検・評価の一環として、「学生による授業に関するアンケート調査」、「教養教育(比治山ベーシック)に関するアンケート調査」、「卒業生対象アンケート」を実施しており、その調査結果は学生に開示するとともに、印刷物として全教員、職員(各課に一定部数)及び役員・評議員に配付している。なお、『自己点検・評価報告書』については、平成20年度からはホームページ等で学外にも広く公表することとしている。

これら評価結果は、大学運営戦略本部、各委員会及び学科等がそれぞれの立場に応じて改善方策等を検討し、毎年度2回実施する教員研修(FD活動)、職員研修(SD活動)でもテーマに採り上げて、授業改善や学生の満足度向上に努めている。

テ 情報の提供

1) 学部等の理念・目的

大学の理念・目標、現代文化学部の目的は、大学のホームページに掲載すると同時に、毎年、刊行している「要覧」等にも掲載している。ホームページの維持・管理等は、入試広報委員会及び情報センターが担当している。

2) カリキュラム

現代文化学部のカリキュラム(教養教育及び学科専門教育科目)の詳細(開設 Semester、単位数、担当教員)については、学生便覧に示しているが、概要については、ホームページ及び「要覧」に記載している。

3) シラバス

シラバスは、学生には印刷物として配付すると同時に、ホームページにも掲載して学外に公開している。

4) 専任教員のプロフィール・研究成果・教育活動等

現代文化学部及び短期大学部全専任教員の教育研究活動の概要については、ホームページに「教員紹介コーナー」を設けて掲載している。また、独立行政法人科学技術振興機構の「研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)」に各教員の専門分野、研究業績等を登録し、毎年、更新している。

また、専任教員のプロフィール・研究活動・教育成果は、現代文化学部及び短期大学部専任教員全員について、毎年、「教育研究と公開授業」という印刷物として発行し、主には県内の高校等に配付している。また、公民館等にも配付し、地域社会の生涯学習の振興にも活用されている。「教育研究と公開授業」の作成等は、事務局学生支援室が担当している。

5) 大学の基本情報

沿革、歴代学長、役職員、組織、学部・短期大学部・大学院・短期大学部専攻科の主

たる授業科目、図書館(所蔵資料数、サービス対象登録者数、利用状況)、付属幼稚園(在籍園児数)、附属施設概要、教職員数、学生数(定員及び在籍数)、各年度入学状況及び学位授与・卒業状況、進路状況、各年度収支決算、構内配置図、所在地図等を基本情報として、毎年、「要覧」を刊行し、学外に公開・配付している。「要覧」の作成等は、学長室が責任部局として担当している。

6) 自己点検・評価報告書

比治山大学評価委員会が毎年実施する自己点検・評価結果を報告書にまとめ(『比治山大学の現状と課題』、平成17年度からは『自己点検・評価報告書』)、全教員、職員(各課・室に一定部数)及び役員・評議員に配付している。なお、平成20年度からは、ホームページに掲載し、広く学外に公表することとしている。また、 Semester 終了ごとに学生が行う授業評価アンケートについては、全授業のアンケート結果を一定期間、学生支援室において学生に公表するとともに、印刷物として全教員、職員(各課・室に一定部数)及び役員・評議員に配付している。

7) 公開授業・公開講座等

公開授業や市民等を対象とした各種公開講座については、生涯学習センター運営委員会が毎年、ホームページに掲載するとともに、「公開授業・公開講座」という冊子として刊行し、高校や地域社会に幅広く情報提供している。

8) 大学広報

広報誌「ひじやま・風通信 Vento」を年2回、それぞれ約1万部を発行し(10月、3月)、学生、保護者、高校、企業等に幅広く配付している。内容は、教職員の教育研究活動、教職員の人事、学生の活動及び財務状況等を掲載している。広報誌の編集・刊行は、比治山大学広報誌編集会議及び学長室が担当している。

9) 卒業論文集及び修士論文抄

大学院現代文化研究科修士課程学生の修士論文は、修士論文抄として毎年、定期的に刊行し、関係諸機関等に配付している。卒業論文については、各学科単位で印刷し、学科に在籍する学生全員に配付している。なお、修士論文抄及び卒業論文集は、図書館にも保存し、閲覧ができるようにしている。

10) その他

子ども発達教育学科の設置認可申請書(「設置の趣旨及び必要性」を記載した書類)については、認可申請後、速やかにホームページに掲載することとしている。

ト 教員の資質の維持向上の方策

現代文化学部は、平成16年度の学部改組及び教養教育改革を機に、教員の資質向上を図り、学士課程教育の質的向上を推進するために、「学生による授業に関するアンケート調査」及び「教養教育(比治山ベーシック)に関するアンケート調査」を前期、後期の各期に実施している。学生による授業に関するアンケート調査結果は、授業担当教員全員にフィードバックし、学生の評価に基づくコメント等を記載し、学生が閲覧できるように一定期間において公開するとともに、報告書として印刷・刊行し、全教員職員(課・室に一定部数)及び役員・評議員に配付している。また、卒業予定者に対して「卒業生対

象アンケート調査」を実施し、学生生活全般に対する意識・満足度を把握している。これらの調査結果は、全教員に配付しており、各人が評価を分析し授業内容や手法等の改善を図り、また教員研修（FD活動）でその授業改善や学生の満足度向上の実践例を報告し、知識・手法等を共有するよう努めている。

教員研修は、大学評価委員会が運営組織となり、毎年度9月と3月にそれぞれ2日間の日程で、大学と短期大学部が合同で実施している。なお、課題によっては、職員のSDを兼ねて全職員も参加している。

テーマは、教員の要望・希望等を聴きながら、授業内容の改善や教育技能の向上等の教育研究活動、学生の指導・支援活動、ハラスメント対策等、その時々々の課題を設定し、多彩な内容を盛り込んでいる。なお、教養教育については、大学・短期大学部の合同実施ということから、毎年、学生による授業アンケート調査結果等を踏まえて必ずテーマとして取り上げ、改善・充実を図っている。さらに最近では、入試の多様化等により学生の学習ニーズが多様化しており、また、入学後の学習活動にかかわる課題も増加し、学科の教員間の連携体制を確立していくことが重要になってきていることから、学科単位の組織的なFD活動を強化している。特に、就職支援に関しては、学科単位のFDを重視している。

大学を取り巻く社会的諸環境の変化に対応しつつ、地域社会から必要とされる大学づくりが喫緊の課題となっていることから、本学においては、平成19年度に「比治山大学高等教育研究所」を設置し(資料29)、教育研究活動等の改善・充実を図るためのFDに関する自己研究、さらには地方における中小規模大学の意義や課題等に関する研究を開始しているところである。

(注) 比治山大学高等教育研究所は、高等教育に関する基礎的研究や調査、情報収集等を組織的に行い、その成果を本学の改革、教育研究活動の活性化等に資することを目的として設置した。主に①教育に関わる点検・評価システムの開発、②教育改善のためのFD、SDの企画、③国内の著名な教育者・研究者による研究会、セミナー等を行い、本学教育の質的向上に取り組んでいる。

子ども発達教育学科における教員の資質向上は、現代文化学部がこれまで行っている上記のような施策を踏まえたものとするが、学科の目的を達成するために、以下に示す学科独自のFDを行うこととする。学科FDについては、各年度の初めに実施計画を作成し、その計画に基づいて体系的かつ継続的に行う。

① 授業シラバスの共有化

各教員が作成するシラバス内容について、学科専任教員が全員で内容等を共通理解するとともに、授業内容等の重複がないようにする。

② 授業の相互参観

授業を学科教員が相互に参観し、授業内容、方法等に関する改善点等を指摘し、授業改善を行う。

③ 学生による授業評価結果の分析

各期が終了した段階で学生が行う授業評価結果を、学科教員全員が相互に分析しあい、各教員それぞれの授業の課題や問題点等を抽出し、改善点等を明確にする。

④ 研究成果の定期的公開

各教員の研究活動を活性化するために、年度末に教員全員の研究活動の成果等を発表し、各教員の研究活動内容について共通理解するとともに、共同研究プロジェクトを積極的に推進する。

⑤ 短期大学部幼児教育科教員との合同のFD

学科独自のFDに加えて、短期大学部幼児教育科教員との合同のFDを実施し、教育研究及び地域貢献等に関する情報交換を行うとともに、保育者養成にかかわる教育改善を行う。

学科独自のFDについては、学科主任を責任者とし、毎週、定期的を開催する学科会議、さらには、夏季、冬季等の休業日等を活用して行う。

※ 添付資料は、省略しています。